

令和元年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第2日目（令和元年6月21日）

---

（午前 9時55分 開議）

開 議 宣 告

- 議長（川野敏夫君） おはようございます。  
ただいま出席している議員は8名であります。  
定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山川裕正さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

諸 般 報 告

- 議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。  
事務局長から報告をいたします。  
中嶋議会事務局長。
- 議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。  
本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。  
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。  
以上で報告を終わります。
- 議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

- 議長（川野敏夫君） 日程第3 これより一般質問を行います。  
順次、発言を許します。  
質問順序1、議席番号4番、下山則義さん。  
一つ、道の駅「歌志内チロルの湯」について。  
一つ、空き家対策について。

以上、2件について。

下山則義さん。

○4番(下山則義君) おはようございます。

本会の1番目の質問でございます。少し緊張しております。よろしくお願いいたします。

早速質問のほうに移らせていただきます。

今回の私からの一般質問は、件名2件であります。

早速質問いたします。

1番、道の駅「チロルの湯」について。

1、道の駅「チロルの湯」は、現在、観光情報の発信や観光案内の場として、歌志内市が運営していますが、その状況につきましてお伺いいたします。

①であります。ゴールデンウィーク期間中の利用者数をお伺いいたします。

②番であります。利用者に対するサービスの内容につきましてお伺いいたします。

③番、利用者からの要望等につきましてお伺いいたします。

④番であります。協力隊員の採用の進捗状況と、今後の道の駅の運営内容についてお伺いいたします。

次に、件名2の空き家対策についてであります。

現在、歌志内市には多くの空き家が点在しています。その対策として、広報による空き家管理の説明や空き家バンクの登録、そして住宅改修費の一部助成及び特定空き家をつくり出さないための助言、指導等を行っているわけですが、その状況につきましてお伺いいたします。

①であります。当市の空き家の件数につきましてお伺いいたします。

②であります。空き家バンクの活用状況につきましてお伺いいたします。

③番であります。住宅改修費を利用した除却状況につきましてお伺いいたします。

④番であります。特定空き家をつくり出さない、その措置につきましてお伺いいたします。

以上、質問内容は8件でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(川野敏夫君) 理事者答弁、虻川産業課長。

○産業課長(虻川善智君) 私のほうから、1番、道の駅「歌志内チロルの湯」について御答弁申し上げます。

まず、①のゴールデンウィーク中の利用者数につきましては、4月27日から5月6日までの10日間で、入館者は5,785人でありました。

続きまして、②の利用者に対するサービス内容につきましては、北海道地区道の駅連絡協議会などが行っているスタンプラリーへの対応や、道の駅にかかわる切符、カントリーサインなどのグッズ販売を行っています。

また、施設内には、昔懐かしい歌志内の写真を展示しております。

次に、③の利用者からの要望等ということでございますが、食堂と売店がないことや、これまであった漬け物を求めて来られた方々からは残念がる声が聞かれましたので、そのようなお客様には事情を御説明し、御理解をいただいているところであります。

④の協力隊員につきましては、1名から応募があり、5月21日に面接を行った結果、採用の内定通知を行ったところであります。

採用内定者は41歳の男性で、札幌市に在住、旅行業務取扱管理者及び学芸員の資格を有しており、大学や大学院で観光振興策を学んでこられたと聞いております。現在、札幌市で就業されており、7月末で退社された後、本市の地域おこし協力隊として採用することとしており

ます。

今後の道の駅の運営内容につきましては、休息機能や情報発信機能など、道の駅の目的である道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や、地域の振興に寄与しながら、道の駅付帯施設の付加価値として、市民の皆様にとっての利便性を求めるのか、観光客などの道の駅利用者にとっての利便性を求めるのかを、市民の皆様を初め多くの御意見を参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

なお、今月22日、23日には、施設内のあきスペースを利用して、ミニ盆栽展を開催されるほか、今月下旬から社会福祉法人による野菜の販売も予定しております。

また、本市の観光大使であるたかはし裕二氏の絵画展を開催するよう調整しているところで、今後も訪れる方に喜ばれるようなイベントなどを開催したいと考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） それでは、私のほうから、2、空き家対策についての①、③及び④について、一括して御答弁いたします。

①の当市の空き家の件数についてでございますが、管理不全による苦情があったもので、空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空き家等の指定を行いまして、同法第12条による情報提供及び助言を実施しているものは4件、本町第一地区2件、本町沢町地区1件、文珠第一地区1件になっております。また、現在は、同法第3条の規定による特定空き家等の指定を行っているものはございません。

このほかに、特別措置法の指定は行っておりませんが、準ずる状態のものは、平成31年4月現在で231件ございます。

次に、③住宅改修費を利用した除却状況についてでございますが、平成24年度から解体除却費に対して助成を実施しております。平成24年度から平成30年度の実績数は69件、本年度のこれまでの実績数は8件、市内6件、市外2件、合計で77件の助成を行っております。助成額といたしましては、平成30年度までで2,111万6,000円、本年度323万9,000円、合計で2,435万5,000円を助成しております。

次に、④特定空き家をつくり出さない措置についてでございますが、毎年、固定資産税の納税通知書に解体除却費の助成制度のお知らせと所有者の管理責任や損害賠償例を掲載した啓蒙パンフレットを同封し、適正な管理をお願いしているところでございます。

また、空き家等を相続された方が市外居住者の場合、市外業者の御利用も検討いただき、解体除却の進捗が図れますよう、本年度より市外の事業者に対しても、解体業の届け出など確認のもと、市内の事業者と同様に助成を行うなど、今後も増加していく空き家等に対して、可能な限り抑制に努めてまいります。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、件名の2、空き家対策についての②について御答弁申し上げます。

件名の2の②空き家バンクの活用状況についてでございますが、空き家バンクにつきましては、市内における空き家等の情報を提供し、空き家の有効活用を通して定住の促進と地域の活性化を図ることを目的として実施しており、平成28年度以降、11件の空き家が登録され、そのうち8件が契約をされております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それでは、順次、再質問させていただきたいと思います。

まず、ゴールデンウィーク期間中のということでお聞きしましたら、5,700名、今回は10日間ということですので、本当にいろいろな方々がいろいろな地域へ出向いて行って、さまざまなことを見聞き、あるいは経験し、楽しんできたのだと思います。

歌志内市もたくさんの方々が来られたということで聞かせていただきました。私もちょっと気になったものですから、何度か道の駅に足を運んで状況を見たのですが、本当にたくさんの方々が、まずスタンプを押しに来る。と同時に、周りを見ると、あら、何もないのかなという、そんな思いで、ちょっと残念そうに帰ってしまうような状況があります。

もともとの道の駅というのは、駐車場があって、そこに旅行客が停車して、トイレを使って、休憩をする、そして情報発信の場というものがあると。それに付随して、付帯施設ということで、買い物なり食事なり、その地域でどういったものが名産なのかといったものを売りながら、宣伝しながら、道のPRをする、そんなような状況になってきているのだと思います。

今、知らない地域に行ったら、まず一番最初に行くところが道の駅、そのまちの、正直言って観光の窓口だと私は思います。受付先のような気がするのですが、何かしら、やっぱり今の歌志内市、道の駅のもともとはそうなのだと言いながらも、来た方々が道の駅に入ってスタンプを押したらすーっと帰ってしまう姿を見て、ちょっと残念だなと思う気持ちがあります。そこに食堂があって、売るものがあると、ちょっと違うのかなと。

ただ、今までの流れから言うと、情報発信が余りなかったということで、これからそれに力を入れていく。違う質問の中で、協力隊員が来て、そこにポジションとして行かれるということになるのだと思います。

そんなことも踏まえて、これから道の駅というもの、やっぱり歌志内市のまず入り口、受付先なのということから、もっと違う形で、今の状況も大切です、これが原点だと思います。ただ、もっと違うような形で、まだまだ広げていく、そして、もっともっと大勢の人たちに来ていただく、そんなような状況づくりも必要なのではないかと思います、答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 今、議員のほうでおっしゃられたように、訪れる方々に対して、私どももいる中で、今、議員がおっしゃったとおりのような状況で、売店、また、レストラン、また、漬け物という形でお問い合わせいただきながら、先ほど御答弁申し上げましたとおり、事情を説明し、帰っていただくというような状況もございます。

また、道の駅につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、いろいろな面でそれぞれのまちの特産品があったり、いろいろな農産物があったりというのが一般的にはなっておりますが、当市の場合は残念ながらそういう状況には今のところは、この4月から、なっていないという状況でございます。

先ほども答弁しましたが、今後において、そのようないろいろな御意見があると思いますので、そういうものを参考にしながら、当市の道の駅というものをつくり上げていくことになるのかなというふうには今の段階では考えております。

ただ、なかなかそこにレストラン、または売店があっても、訪れる方々のニーズというのもございますが、やはりレストラン、売店となりますと、採算というのもございますので、一概にそれだけを求めてやっていくというのもまたなかなか難しいというのが現状だということも御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番(下山則義君) 確かに今、課長おっしゃられたようなこと、今までの経緯が正直あるわけでございます。ですから、踏み出せない形、それも正直言ってわからないわけではない。

ただ、正直、そう言いながらも、やはりあるところが余りにもひっそりとしていると、ちょっと違うのかなという気持ちが正直あるのですよね。私も見に行って、職員の方々、特にその10日間ではいろいろな方々、課長クラスの方ですか、そういった方々がかわるがわる勤務されていたのも見ています。その動きも見ています。ただ、やっぱり来た方が、入ってきた、スタンプを押した、トイレを終わらせてなのでしょいか、それですと帰ってしまう、それにちょっと寂しさを感じてしまう。歌志内のもっともっとよさを見ていただくことを求めてほしいな、そんなようなことを考えます。

ただ、先ほどの答弁にありましたけれども、何かしら、ミニ盆栽ですか、そういった展示が行われる、あるいは違う施設のほうから野菜の販売がある。あそこに花がありまして、この花、何なのでしょうかね、用意したのですかと言ったら、これから野菜を売りに来る人たちが用意してくれたのですと、10鉢ほどありましたよね。なるほどなという思いで、なかなかやるなというふうな思いをしながらも、歌志内市も、そういうのであれば、来てくれた方々に花を披露するという必要なのかなというふうな思いがあります。そんなような一つの心がけ、どのようにお考えなのか、答弁いただければと思います。

○議長(川野敏夫君) 虻川産業課長。

○産業課長(虻川善智君) 花というお話ですが、なかなかお花を市内のほうで用意できる部分というのも限られてくるのかなと思います。ただ、そういう御意見も参考にしながら、今後において、いろいろな面でどのようなことができるのかというのは、一つの方策というのものもあるのかなというふうには感じております。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) 先ほど施設が持ってきた花のことを言いましたけれども、そこに小さいけれども、花畑のようなものがありまして、まだおこしている状態ではあるけれども、花は備わっていない。ああいうところに根ものを植えておきますと、毎年毎年、草刈り、あるいは水やりというのは必要なのかもしれませんけれども、毎年毎年、楽しませてもらえるというような状況になろうかと思っておりますので、それをぜひともお願いするところでございます。

ただ、チロルの湯、道の駅は、歌志内市の、まず皆さんが来る窓口なのだということを見て、迎える心を示してもらえような、そんな状況づくりをお願いするところでございます。

次の質問に移ります。

協力隊員なのですが、今、少しおくれましたけれども、もう決まっていますというふうな流れが来ました。この方はいつごろの予定になっているのか、答弁いただければと思います。

○議長(川野敏夫君) 虻川産業課長。

○産業課長(虻川善智君) 先ほど御答弁の中でも触れましたが、現在、札幌市のほうで就業されておりまして、現在の職場との関係から、7月いっぱいお勤めになって、8月1日をめどに採用ということで打ち合わせをしているところでございます。

○議長(川野敏夫君) 下山則義さん。

○4番(下山則義君) 来る日には決まっているということで、先ほどの答弁の中で、その方のちょっとした内情のようなものを聞かせていただきましたが、なかなかおもしろい経歴を持っているのかなということで見させていただきました。確かにもう決まって、これをやっていただきますということで募集はされているのでしょうかけれども、その方に能力があるのであ

れば、もっともっと手広くということもありなのかなという気持ちでいますけれども、その方が来られて、そしてその状況を確認した上で、これもできるのではないかなというところはどんどん伸ばしていくことも必要なのかなという思いでございます。それでいて歌志内市にいついてもらう、起業してもらう、そんな状況づくりも必要なのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 今、議員がおっしゃられた点については、今後、本人のスキルといますか、そういうものを見きわめながら、できるだけ伸ばしていただくという方向で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。ぜひともよろしく願ひして、また、歌志内市民を1人でも2人でもふやすような状況づくりをしっかりとさせていただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。

空き家対策の質問でございますが、これ、たしか私が一番知っている中では、平成25年に1人の方が、歌志内の今の空き家はどうかというのを聞いていて、その件数と、今ちょっと比べてみますと、空き家の数は正直減っているような状況でございます。市営住宅のことにしましてはありませんでしたけれども、減っているというよりは、ちょっと多いのですが、今の状況を考えると、さほどでもないのかなと。ずっと以前は、本当に見るも無惨なものも随分ありました。そういったところから見ると、整備、整理されているのかなという思いなのですが、まだまだ234件でしたか、答弁では。そういうふう聞いていますけれども、少しこれからもまだやり続けていかなければならないような状況だと思うのですが、それについてのお考えをもう少し詳しく願ひしたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 当市においては、当初から空き家の件数が多いという認識を実は持っておりまして、これを何とかしていかなければならないということで、この制度を取り組んでまいりました。

先ほどの説明にも答弁させていただいたとおり、市外業者も含めて、手広く、できるだけ進捗が図れるようにということで取り組んでおりまして、今現在、先ほどの答弁させていただいたとおり、231件というとらえ方をしておりますけれども、これは今後ますますふえていくだろうと考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 空き家というのは、使用しないのであればないほうがいいと思ひます。それにしても、それをどうするかというのは持ち主が決定することだと思うのですが、ただ、そこには住民の方々、周りの方々の環境ですとか、危険度ですとか、さまざまなものがあるのだと思ひます。ですから、そういったものに関しては、やはり行政のほうで手を入れて、言葉で、そしてどうにかしていただくような状況が必要なのかなという思いでございます。

それと、先ほどその中で、ちょっと前後するかもしれませんが。空き家について、市外の方が所有しているのであれば、それは市外の業者を使ってもいいですという答弁がありました、それはそのように、市外の方が壊すのはいいと。そして、それと同時に、そのお金の中に補助が入りますよ、助成がありますよといますか、そういう答弁を聞きましたけれども、その辺について詳しく願ひします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 先ほども御答弁させていただきましたとおり、なかなか市外に、例えば息子さんが住まわれておられて、実家である歌志内市の建物を、親御さんが住んでおられた、解体せざるを得ないといったときに、地元に住居していないので、市内業者のなかなか情報が難しいというお問い合わせも多々いただいておりますことから、市外業者の利用も促進されるということで御提案させていただいて、御承認いただいた中で事業の進捗を図っているところでございます。

これについては、ことし初めての年でして、先ほども説明させていただきましたとおり、市外とはいっても、近隣の自治体に、本当に隣接している自治体、それも産廃処理業を持っている、地元の業者がその産廃処理場に捨てるようなところの本当の身近な業者を利用させていただいておりますので、本当に札幌の業者とか、そういうところは今のところ確認させていただいてはおりません。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まず、それと同時に、歌志内市の制度を使ってということについての答弁は、今まで歌志内市の市民と同じような状況でというふうに聞いていいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりです。そのとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 次の質問にいきます。

空き家バンクということで、正直言うと、ネットですぐ見ることができます。きょうもちょっと見てきましたら、以前から、期間満了で1件ということで、恐らく売れないままの状態、もう期間が過ぎたのでだめですねということなのかなというふうに聞き取るのですが、そんなことでよろしいのでしょうか。それで、そのものは今は掲載していませんということなののでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 空き家バンクにつきましては、ホームページのほうの掲載の期間を2年間というふうに決めておりまして、2年間で過ぎたものにつきましては、掲載期間終了ということで、抹消させていただいております。経過だけを残して抹消させていただいております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それと、空き家を、歌志内市の助成金を使って壊すということは制度としてあるので、さまざまな方々が利用してやっているのだと思います。やっております。正直、それを見て、知っています。それが、空き家を壊しましたよ、さあ終わりましたよと、それが本当に助成金が入っているのか入っていないところか、私はわかりません。ただ、そこにちょっと山積みになっている材料、残骸があったり、あるいは土台の部分がむき出しになったままの状態、ちょっと危ないかなと。子供たちがそこに飛び出してしまうと、高さが1メートルもあるようなものがあったり、あるいは深く掘られた土台がそのままになっていたり、確かにバリケードらしきものはあるのだけれども、恐らく冬の雪でしょうか、それに押しつぶされてなどというのがあります。ちょっと危険かなと。それに対して、本人の持ちもので、自分の敷地であるというのであれば、行政のほうでどうのこうのということはないのかと思いつつも、ちょっと危険なことを考えたり、見た目を考えたりすると、何かあってもいいのかなという思いではいるのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 恐らく今おっしゃっているのは、住宅改修費の完了検査等々の関係かなと思いますけれども、当市においては、この間、住宅改修助成事業を御利用された方々に対しては、今おっしゃったような、途中で終わっているような、それから、残骸が残っているような、そういうものは確認されておりません。ただ、恐らく今おっしゃっているところは、それ以外の、個人的に、それこそ札幌の業者とかを御利用された中で、まだ途中で、終わっていない、途中でとまっているような状態、なお、途中でとまっていて、さらにそこにリフォームするとか、さらにそれをまた解体するとかいうところで、完成していない部分が多々、何件か私も確認しております。その場合は、例えば隣接の道路の関係でしたら、道路の管理者である、道道であれば北海道、市道であれば市のほうの道路管理者のほうで、その旨の対応をこの間とっているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。私の見たところは、市からのものでなくて、自分でやっていて、それが途中なのだと、そんなふうなことで理解させていただきます。

ただ、市でやっているもの、さまざまにありまして、それについては最終的に補助金が入っているわけでございますから、それがしっくりとなされているのだと考えます。そのことにつきまして少しお伺いいたしますが、一番近いところで、助成して、解体した、それはどこの部分になるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 特定したことは申し上げられませんが、市内全域で申し上げまして、解体したところは、先ほども御答弁申し上げましたけれども、市内6件、市外業者を使って2件ということで、8件、今現在ある状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 実を言いますと、さまざまに情報を寄せられている経緯があります。1カ所、ちょっとどうなのだろうと思える情報も正直あります。歌志内市でそれは助成したというか、その経費を使ってやっているところなのですが、どこというのはいってしまえば、それもどうなのかなという思いでございますが、歌志内市からお金が出ているということですので、言わせていただきますが、本町のもとお寿司屋さんですか、そこでありまして。そこから、今まで聞いていると、ちょっと苦情が出ている。それというのは、そこでもう完全に終わっている状況であるのですが、まずは給水の栓が完全に閉鎖、閉塞というのでしょうか、それが終わっているのかどうかという問題がちょっとあるのですが、それについて答弁いただきます。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 特定してちょっと申し上げられませんが、全域、先ほども申し上げましたとおり、住宅改修助成事業の完了部分については、水道、それから下水道のほうの取り組みをやっているところについても、全て完了していると認識しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

特定して答えられないということなのですが、正直、助成されて、やらなければならない、始まりましたよ、終わりましたよ、そういう期間中だとか、あるいはそれが突然とまったりしているところ、周りから、そういう期間中なのだけれども、ごみの飛散があって大変なのだと、そういう苦情があったり、私が見ているところでは、全く動いていない時間帯があった



り、あるいはそこからどんどんどん、営業していたということがありますから、備品だとか食器類がどんどん出てくる。これは全て産業廃棄物なのかなというふうな思いで見ているのですが、そういったところにも、やはり歌志内市からお金が出ている以上は、しっかりと確認されていると思うのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 助成事業とはまた別に、不適格建造物、今度、建物の確認申請の話かなとも思いますけれども、解体、除却の部分についてはリサイクル法等々の届け出をしていかなければならないものもございますので、その辺については私どものほうで対応しておりますし、期間というのはあくまでも予定であって、長い期間なのか短い期間なのか、ちょっとわかりませんが、その都度、それは対応させていただいているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） リサイクル法という言葉が出てきました。ということは、マニフェストがきちっと出ていて、全部に行き渡っているというふうに聞いていいのですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 今申し上げたリサイクル法の届け出はあくまでも上申ということで、空知総合振興局のほうの所管になってくる対応でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） この書類というのは、まずその家を持っている施主というのでしょうか、その人がつくらなければならないものと言いつつも、一般個人が作れるものではない。だから、恐らくや業者の方々がつくって、こういうものですよと。では、私のところに今、一般廃棄物で出すわけにいかないものが幾らある、そのぐらいの量がある、それをきちっと間違いなく業者の方々が処理してもらえるだろうか、その処理したところで、それが間違いなくいっているだろうかというところで、必ず確認するという流れがあるのですが、それがきちっとでき上がっていますかという質問です。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私ども公共事業における説明、それから、この助成事業の関係においては、全て法的な届け出、内容関係含めて確認しておりますけれども、リサイクル法の届け出の関係、それから、リサイクルの用紙の関係については、産業廃棄物処理の関係になりますので、それは建て主の方、それから、どこかの業者を使われる方、その間で成り立つものでございまして、そこに役所が介入するということはしておりません。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 振興局と言ったから、窓口が役所なのだろうというふうに私は思っていたのが、そうではないということで聞かせていただきます。

それと、先ほど来から、どこの場所か言えないということなのですが、これは行政のお金が入っていることですから、私は正直言って聞きたい。そして、そこで非常に苦情がある、周りの方々からも。そして、どういう工事なのだろうかという方々も。そして、その産廃はどうなったのだろうかという、そんな不安からもあるのですよ。正直言ってあります。ですから、しっかりと話していただきたいのですが、歌志内市のお金が入っている以上は、やはり聞かせていただきたいと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 恐らく私の認識と下山議員のおっしゃっているところは同じところかと思っておりますけれども、その部分については助成の対象事業が入っていない箇所と私は認識

しております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 助成のあれが入っていない、ごめんなさい、そうしたら私、間違っているのかな。私、間違っって認識していますかね。場所、和多里というところなのですが、歌志内市のお金入っていないですか、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 本町の場所においては助成事業の対象になっておりまして、その部分についての産廃処理の関係とか、そういうことのお話は、ちょっと近隣からもいただいていたのが現状でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 長い時間かかったということで、私、結構見に行っています。そのたびに、私、聞きます。そして、やっている最中も、とまっている最中も見ました。飛散するからでしょうか、前だけ、粉塵が出ない、あるいは崩れてこないような状況で、ネットをかけていましたけれども、横はやっていなかった。これでいいのかなというふうな話。そして、それはつくったのだけれども、しばらくの間、やっていなかった。お聞きします。いつ始まって、いつとまって、いつ再開されたのか、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 今、手元にちょっと詳しい書類はお持ちしていないので、正確なところは申し上げることはできませんけれども、私どものほうから助成事業の対象にはなっておりますけれども、あくまでも家主が発注をし、業者がそこで契約をしたかと思ひまして、そこのお話の中でのやりとりで、工事の部分においても、確かに何回か私も見に行きましたけれども、あくまでも建物を所有している方が業者に頼んで対応していると。近隣の苦情等々は、残念ながら聞き入れておりませんでした。もしそういうようなお話があるということであれば、今後、調査をちょっとしていきたいかなと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 終わっているのですから、これからの苦情というのはもうほとんどないと思うのですが、やはりやっている最中だと思うのですよね。私は聞きましたよ。私、見に行っって、どういったものやっていたかというのを見ましたよ。そのとき苦情出ましたよ。そういうことが大事なのではないかと思うのですよ。まあいいでしょう。

では、違う部分でいきましょう。そこを見ていなかった、中間、とまっていたのは御存じですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 時期が冬季にかかわるということで、一たん休止しているような状況は見受けられたところでございますけれども、その中身の内容については、発注元である御本人と業者とのかかわり合いなので、ちょっと詳細な部分のスケジュール工程の部分についてまでの役所の介入ということは確認しておりません。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ここの部分につきましては、正直、歌志内市のお金が入っていると同時に、特定空き家ということも正直ありました。特定空き家ということは、危険だから壊さなければならない、それがまず原点だと思うのですよね。そのほかにもいろいろなもろもろのことがあって、早くやらなければならない状況で指定するのだと思うのですよ。それと同時に、これ、議会で議決したのが9月4日。そして、私もよく知らなかったのですが、後々から見て

みると、使えますよという要綱、これを見ても、9月4日になっている。ということは、私たち、その要綱すら知らなくて、9月4日に議決してしまったということになるのですよね。こういった説明というのは、提案するときにされなかったのでしょうか。されないのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 要綱の日付等々については、当然、内部決裁等々で、それから、常任委員会等の説明もさせていただいているところがございますけれども、今、下山議員がおっしゃっている日付の取り扱い、ちょっと私どもとしては、残念ながら認識しておりませんでした。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ということは、今、この内容がわからないということなのかな。9月4日に1回要綱が改正されて、そして当日施行、そしてさらに11月17日に改正されて、それが4月1日に施行、この内容、御存じですか。内容までわかりますかね。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 今、手元にちょっと資料が残念ながらございませんので、日時の関係まではちょっと確認はとれておりませんが、11月の確認というのは、私も記憶しているところがございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 11月の確認はされているということなのですが、11月、変わっているところは1カ所なのですが、なぜそこを変えたのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 先ほどの答弁の中でも説明しましたけれども、市内業者と市外業者の改定の部分でございますので、これは市民にも広く、市外業者、市内業者を含めて御利用していただきたいということで改定しているところがございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 11月27日に変わっているのですが、市外業者、建設することができる、建設することがいいですよということで、先ほど近隣のという話がありました。歌志内市から助成されているものが、ほかの地域の業者に入っていくというのはちょっと腑に落ちないといえますか、納得できないですよ。この要綱の一番の目的というのを御存じですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） ちょっと正直申し上げまして、今、手元に資料がないので、細かいことはちょっと答弁は差し控させていただきますけれども、手広く市民が解体することについて、空き家を可能な限り減らしていく、少なくしていくということが目的となっているところかと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） そのとおりです。それと同時に、市内建設業者の振興及び安定を図ることを目的とする、これをつけ加えられなければなりませんね。そして、これができた原点というのは、歌志内市は、もしかしたら間違っているかもしれない、私の言い方。たしかこんなような言い方だったような気がします。歌志内の業者はちょっと高いかもしれない。その関係で、こうすることによって、歌志内市でどんどん仕事をつくりたいと。そして安定な雇用といったものを図ってもらいたい。それからでき上がっている要綱だと私は思うのですよ。それが原点だと思うのですよ、目的ですから。それで言うと、歌志内以外でもやっていますよ、

歌志内に関係者、あるいは関係者の親戚が住んでいればいいですよ。関係者は歌志内にいて、関係者の息子がいて、息子に渡したら、息子が壊すことができますよね。そういったこともOKでこの要綱があるのですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 先ほど答弁の中でも御説明させていただきましたとおり、実家が歌志内にございまして、市外に、例えば今、議員おっしゃったとおり、息子さんなりが住んでいて、なかなか市内業者との連携が不足するというお話も承っております、市外業者の関係でしたら、地元のところで、近くで、例えばお見積もりをとるとかいう形での対応は可能だという判断のもとで改正はしております。

ただ、高い、安いというお話を先ほどいただきましたけれども、これは当然、地元の業者は、例えばでいきましたら、細かいサービスの提供、お金では解決できない部分、例えば市内業者ですから、申請書をもう既に持っているとか、申請手続を、例えば委任状等々で対応が、例えば発注しているところが札幌に住まわられていても、電話等々で対応して、市内業者が全部対応するというメリットもございまして、一概に高い、安いということはちょっと差し控えていただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） しかしながら、先ほどの答弁では、市内の業者もやっていますという答弁をいただきました。歌志内市の業者のために、歌志内市の税金を使うというのは、私はこれはいいと思うのですよ。まさにそうでなければならぬと思います。しかしながら、歌志内市の税金を違う地域の業者にとというのはどうもいただけないなど。そして、この目的に反するのではないかなど。これ、抵触しませんか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 市外業者、今現在ではございますけれども、産廃処理業を営んでいる業者で対応しているところでございまして、市内業者も残念ながら産業廃棄物処理施設、歌志内市には残念ながらございません。なので、市外にそれを運び出し、受け入れをするというところでの市外業者が今のところ受注され、進捗を図っているところでございますので、基本的には市内業者では確かにはないのですけれども、総体で考えますと、市内業者も市外に出した産業廃棄物処理施設にお金がかかっているということでございますので、その辺の御理解をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私の聞いている原点は、歌志内市の税金を違うまちの業者に使うということがどうなのかなどということをお聞いているのですよ。何か違うような気がしますよね。答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 基本的に、再三復唱することになるかもしれませんが、空き家の解体、減らしていくというところに重きを置いておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それが一番なのでしょうけれども、ただ、先ほども違う地域の業者でやりましたとなると、最後のアフターケアといいますか、最終的なサービス、それが行き届かないところもあるのですよということをお話しされました。でも、やはり一番は、金額の安いところに飛びつukのが、私だけではないと思いますよね。そういったことを考えると、まして

や歌志内市で生活している方々がおられる、歌志内市民がおられるのであれば、産廃で投げるときは確かに産業廃棄物のあるところにお金が落ちるのでしょうかけれども、仕事をさせるのはやっぱり歌志内の業者でなければ私はならないと思います。これ、恐らく今の話では抵触していないというふうな意味での答弁だと思うのですが、歌志内市の業者の安定を図るためにやっている、その要綱で、違うところにお金を持っていくというのは、私、ちょっとあつてはならないような気がします。もう1回答弁お願いします。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 議員のおっしゃる御質問の意味はよくわかります。私たちもそれを原点に考えていかなければならないと、そのように思いますが、現実、解体だけではなくて、住宅の新築、改修も含めて、市の助成制度というものが設けられております。これには市外の業者も参加するという事は、うちは認めております。あるいは、通常、土木建築工事の中でも、いろいろな設備含めて、地元では対応できない種類のものの中には出てまいります。そういうことを含めて、地元でその業種がないという場合は、一般的に、例えば中空知の広域圏内であれば、ある意味、地元と認めるとか、そういう中での参入というものを現実に認めて対応しております。そうすると、市の発注しているいろいろなもの全てが見直していかなければならないということで広がっていく可能性もありますけれども、今、課長が答弁しておりますように、この解体、除却、歌志内市から、不適切な環境に対して、不適切なそういう建物を除却していくというところに重きを置いているということを改めて御理解をいただきたいなど、そのように思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうからも、下山議員おっしゃったとおり、市外業者は安いと、基本的に人間ですから、安いほうに飛びつくという、先ほどのお話もいただきました。実は市内全域でそういう箇所が何件か、今、私が記憶しているのはまず1件発生しております。その部分については、かなり丁寧に発注元である方とお話をし、この間、対応してきているところでございまして、残念ながらその方は助成事業の対象にしておりません。なので、当然、市外業者を利用される場合は、私ども、解体事業の届出書というものも建築基準法に基づいた形で対応はさせていただいておりますので、水道、それから下水道の関係も含めて、市内業者でしたら、市内業者ですから、ある程度精通しているところが、全て先ほど言った金額には反映できないサービスの部分で十分認識いただいておりますので、その辺は安心なのですけれども、市外業者においては、そういう部分の対応をしてくださいよということで、電話がかかってきた場合も細かく対応しているところでございまして、可能な限り、そういうようなことがもう実際発生しておりますので、今後、そういうことのないように対応していきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今後、そういうことが発生していかないような対応をしていただくということを答弁いただきましたが、今までもやっているところが既にありますね。私が確認したところ、全部そうでした。水道は閉鎖されていないでそのままの状態、そういった話を聞いています。さっき言ったように、山積みになっている部分もあります。ここにさらに家を建てる場所なのかなと思うところの、瓦礫が残ったままの状態もあります。そういったところを見ると、答弁を聞きながら、本当にきちっと確認しているのかなということもちょっと疑問に思うところもあります。もちろんされたと思いますよ。であれば、もっともっと、本当に歌志内市のために税金を使って、歌志内市をまずは整備しようというのであれば、そこから始めな

ければならないのかなという思いです。答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 基本的に市のお金は入っています。しかしながら、御本人のお金も出ているということでございます。その御本人のお金を支出するということになりますと、やはり適正な処理とあわせて、少しでも低廉な価格で自分の出費を抑えたいというのが現実でないかと思えます。そこに行政が主体的に入って、市内の業者を使わなければ補助金は出しませんよと、そうであれば、そのような制度に変えなければなりません。だけど第一義の目的が、不適切な住宅を解体、除却をしてほしいということがまず第一ととらえた場合、やはりその辺はある程度許容の範囲内に入ってくるのではないかなという思いがまず一つあります。

それと、御指摘の、解体、除却した後の問題でございますが、適正に解体、除却が完了したと認めない場合は、これは補助金を出すべきではないと。したがって、議員が御指摘の部分と、前段の市内業者、市外業者というのはちょっと分けて考えなければならない部分かなと。今御指摘のとおり、そういう除却が完全に終わっていないという状況であれば、私は補助金を出す、そういう扱いにはならないと、そのように考えるべきだと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。これで歌志内市全体でどういう形でやっていくのかということがわかりました。

正直、空き家というのは、見て、いいものではありません。必ずや何かしら嫌だなと思うものがあります。それをしっかりと、ただ、その持ち主、そしてそれに費用がかかるということも事実ですから、そういったことも考えながら、直していくというかなくしていくという、そんな状況づくりが必要なのかなという思いでございます。

正直、いろいろな苦情、まちを歩いているとあります。このところ、空き家に対する苦情が非常に多い。これは本当に事実です。つぶれたままの状態のものですとか、先ほどちょっと話しましたけれども、除却した後がそのままの状態になって、ただシートがかぶされている。それはまだいいのですけれども、全くそれがかぶされていないような状況で、春先にそれが目立ってしまうというものもあります。そういったものを確認しながら、しっかりとこれから行っていただきたいと思えます。答弁お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 今、議員からおっしゃられましたとおり、私どももアンテナを張りめぐらせて、パトロール等々、強調したいと思えますし、逆に町内会とか、そういう要望とかも若干受けているところ、そして所有者も特定できないというところも実は出てきております。そういうところも踏まえまして、今後、調査、研究していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） これで私の一般質問を終わります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

---

午前10時56分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序2、議席番号5番、谷秀紀さん。

一つ、バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額の適用を受ける件について。

一つ、2017年（平成29年）地方公務員法改正の背景と経緯及び概要について。

以上、2件について。

谷秀紀さん。

**○5番（谷秀紀君）** 件名1、バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額の適用を受ける件についてでございます。

高齢者などが安心して快適に生活することができる環境の整備を促進し、高齢者などの居住の安定の確保を図るために、一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置が創設されております。これは昭和32年法律第26号で発布されております。

質問でございますが、所得税法などの特別法としての性格を持つ特例措置として設けられている住宅ローン税額控除の特例については、平成19年4月1日から令和3年（平成33年）までの間に一定の者が自己の居住用家屋について一定のバリアフリーの改修工事を行った場合に、バリアフリー改修工事を含む増改築等工事に係る借入金について、バリアフリー改修工事の費用から補助金等（介護保険の住宅改修等を含む）を除いた費用が30万円超（平成26年4月1日以後に居住の用に供する場合は50万円超）の場合、借入金の一定割合を最大5年間、所得税額から控除（現行の増改築等工事に係る住宅ローン減税制度及び3世代同居に対応した住宅リフォームに係る住宅ローン控除制度との選択制）が租税特別措置法41条の3の2で示されており、また、所得税額の特別控除については、平成21年4月1日より令和3年（平成33年12月31日）までの間に一定の者が自己の居住用家屋について一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、その居住の用に供した日に応じ、それぞれに掲げる金額を所得税額から租税特別措置法41条の19の3により控除、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合、バリアフリー改修工事に要した費用の額から補助金等の額を控除した額またはバリアフリー改修工事の標準的な費用の額のうちの少ない金額（最高200万円の10%に相当する金額）、平成24年分については最高150万円の10%に相当する金額。平成26年4月1日より令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合は、バリアフリー改修工事の標準的な費用の額から補助金等の額を控除した額、最高200万円に、その費用の額に消費税率の8%により課されるべき消費税額等が含まれていない場合にあっては最高150万円の8%に相当する額（消費税率の引き上げ後の税率に変更した場合は相当する金額）。

なお、固定資産税については、平成19年4月1日より令和2年3月31日までの間に新築された日より10年以上経過した家屋（平成28年3月31日までに改修された住宅にあっては、平成19年1月1日以前から存している家屋）のうち一定の者が居住するものについては、居住者の要件、家屋の要件があり、一定のバリアフリー改修工事を行い、改修工事の費用から補助金等（介護保険の住宅改修費等を含む）を除いた費用が50万円以上の場合、家屋に係る翌年度分の固定資産税額を3分の1減額されますが、居住者及び家屋の要件等の内容について示していただきたい。

また、バリアフリーの改修工事の内容についても、該当する工事等について8項目ほどがありますが、その内容についても示してください。

これらのバリアフリー改修工事が完了した年の翌年度に限り、1戸当たり100平方メートル相当分までの税額の3分の1の固定資産税が減額されることとなりますが、実態を知らせて

いただきたい。

これらのバリアフリー改修工事に伴うことによる固定資産税が減額になることの周知についてはどうであったか伺いたい。

また、質問の内容についてはわかりやすく示したと思いますが、答弁については現状についての見解を示していただきたいと思います。

次、2件目でございます。

2017年（平成29年）地方公務員法改正の背景と経緯及び概要についてであります。

地方公務員法改正の成立、公布については、政府は平成29年3月7日、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保するため、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、平成29年3月7日通常国会（第193回国会）へ提出し、同法案は参議院先議とされ、平成29年4月10日に参議院総務委員会に付託、翌11日に趣旨説明、4月13日に同委員会での審議、採決、翌14日に本会議で議決され、平成29年4月19日に衆議院総務委員会に付託、翌20日に趣旨説明、5月9日に同委員会での審議、採決、5月11日に本会議で議決され、これを受けて、5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）として公布されたところです。

そこで質問ですが、質問の1、地方公務員法改正の背景と経緯、概要の内容について伺いたいと思います。

2番目の質問であります。この法律の施行日は令和2年4月1日となっておりますが、施行のために必要な準備等について、広範かつ多くの準備を要すると思いますが、予定どおり実施が可能なのか、伺いたいと思います。

質問の3であります。改正法の施行までに地方公共団体が実施すべき事項として、①臨時・非常勤職員の実態の把握、②臨時・非常勤職員の全体の任用根拠の明確化、適正化、③会計年度任用職員制度の整備等、また、会計年度任用職員の募集活動を令和元年に行う場合、想定されるスケジュールの例として、平成29年内に臨時・非常勤職員の実態を把握するとともに、会計年度任用職員の任用や勤務条件等の検討に着手し、職員団体との協議等を経て、平成30年度にはこれらの任用や勤務条件等を確定することが必要となりますとありますが、施行日までにこれらを含めて実施が可能なか、伺います。

なお、各地方公共団体の実情に応じて全体スケジュールを見直すことは可能となっておりますが、現行法令の範囲内で平成26年の総務省通知を踏まえ、不適切な空白期間を是正することになっておりますので、この点も含めて伺います。

質問の4でございます。特に臨時・非常勤職員の処遇改善は、同一労働同一賃金の観点から、政府の「働き方改革」や「女性活躍の推進」にも位置づけられており、これらを実現するために、法の趣旨に沿った制度導入が各地方の公共団体において不可欠となると言われております。

このことから、総務省では、各地方公共団体において、平成29年地方公務員法改正に伴う会計年度任用職員制度の導入等に伴う円滑な制度導入ができるように、各地方公共団体における制度準備の確実な進捗を図るため、必要な支援を行い、また、この制度に伴う地方財政措置についても適切な検討を進めることになっておりますが、財政措置の適切な検討とはどのような内容のものか、示していただきたい。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、平間市民課長。



○市民課長（平間靖人君） 私のほうから、件名1、バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額の適用を受ける件について御答弁申し上げます。

バリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額要件等についてでございますが、最初に、居住者及び家屋の要件等につきましては、居住者に関しましては、65歳以上の方、要介護または要支援の認定を受けている方、障がいのある方のいずれかに該当する方が居住する住宅であること。家屋に関しては、新築された日から10年以上経過している住宅であること、改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であることとされております。

次に、工事内容の8項目につきましては、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取りかえ、床表面の滑りどめ化となっております。

次に、固定資産税の3分の1を減額した実態につきましては、これまでに本制度を活用した事例はございません。

次に、制度の周知につきましては、個別の対応として、新築時点において固定資産税のしおりを配布し、説明しておりますが、今後は関係する所管と連携しながら、ホームページや広報等により広く周知してまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから、大きな件名の2の2017年地方公務員法改正の背景と経緯及び概要について御答弁申し上げます。

まず1点目でございます。地方公務員法改正の背景及び経緯といたしましては、平成28年4月現在、地方公務員の臨時・非常勤職員の総数が約64万人と増加しており、幅広い分野で活躍されている中で、従来、制度が不明確であり、地方公共団体によって任用、勤務条件に関する取り扱いがさまざまであったのに対し、今回の法改正で統一的な取り扱いを定め、今後の制度的な基盤を構築することにより、各地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするものでございます。

改正法の概要でございますが、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用・服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、特別職非常勤職員は、その範囲を、制度が本来想定いたします専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行う者に臨時的任用職員は、従来の要件を満たすことに加え、国と同様に、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合と限定されております。

また、一般職の非常勤職員については、法律上の任用制度等が不明確であることから、会計年度任用職員と位置づける規定を新設し、任用方法等の整備を行い、あわせて地方自治法の改正により、会計年度任用職員については期末手当の支給を可能とするものでございます。

二つ目でございます。現在、諸準備を進めており、来年の法律施行と同時に、本市における会計年度任用職員制度を実施してまいります。

3番目でございます。法の趣旨に沿った制度導入を図るため、国から示されているマニュアルをもとに、本市の実情を踏まえた適切な制度設計に取り組み、任用、勤務条件等を確定した上で、関係条例案を議会に提出し、令和2年度より実施してまいります。

なお、不適切な空白期間に関しましては、本市ではこれまでも設定しておりませんので、今

後も総務省通知等により適正に対応してまいります。

4番目でございます。平成29年8月23日付の総務省自治行政局公務員部長通知では、新たに支給すべき期末手当の所要額の調査、制度改正による影響額調査を行い、地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定だとされておりまして、さらに平成30年10月18日付の同公務員部長通知では、想定スケジュールの中で、年内に地方財政措置に係る検討をする旨掲載されておりますが、現在のところ国から財政措置の具体的内容は示されておられません。今後、提供される情報に注視してまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 先ほど平間課長の答弁から、固定資産税の3分の1を減額した実態については、本制度を活用した事例がないという答弁がございました。

それで、制度の周知につきましても答弁がありましたが、実態として、これ、平成19年に国が政策として出した事業なのです。それで、今、令和元年を振り返ってみますと、平成19年から12年間、実態としては、私の記憶では、この間、私も議会におりましたから、周知されているような状況があったのかなと、そのように考えてみましたが、どうも周知がなかったのではないかと、そのように感じております。

そんなことから、やはり周知されていないから、結局、結果としてはなかったのではないかと、このように思うわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 先ほども御答弁させていただきましたが、新築住宅を建設した時点で説明をさせていただいている部分はございますけれども、その説明の部分にとどまっていたのかなということでございますので、周知につきましても不足していたのかと、そんなふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 実はこの12年間の間に、要件を満たして固定資産税の減額申告書を提出することにより減額措置の適用を受けられたことを考えますと、関係所管もありますけれども、重大な問題を残して、本来あるべき権利として、今日まで周知等もなかったことを考えると、行政の信頼をどのように理解してよいのか、私も質問サイドの立場にしながら非常に複雑な思いをしております。これらの政策を速やかに該当期限までに、まだ令和3年12月までですか、ありますので、周知すべきと考えますが、周知の方法なども含めて、考え方をお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） この減額につきましては、あくまでも申告ということに基づいて減額されるところでございますけれども、市税全般にわたっての市民に対する説明の部分がこれまで弱かったのかなということでございまして、実はもう既に市税のお知らせという形で、市民税、固定資産税、軽自、これらの税の目的だとか概要、また、賦課徴収の関係、また、税改正が行われた場合のお知らせ、また、減額だとか減免、こういったものについての広報、それから市のホームページを活用した中でのお知らせについて、作業を現在始めたところでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） いずれにしても、やはり周知に対して相当な期間が過ぎているわけですが、このことを考えますと、やはり税関係は意外と一般住民もわかりづらいものがある

と思うのです。そういったことから含めて、やはり親切丁寧な周知が必要だと思いますが、まず一つには、他市町では、やはり減額適用申告書というものをもう既につくって、こういうフォームなども示している市町村もあるのです。やはりそういうことも考えますと、当市もやはりこういうフォームを知らせて、周知して、これは周知の仕方というのはそれぞれあると思いますが、例えば老人クラブ連合会を通してやるとか、該当する方は、先ほど答弁でありましたように、65歳以上の方、そして要介護認定、また、要支援認定を受けている方とか障がい者というふうに、申告にはそのようになっていきますので、やはりそれらの方々のことも含めて、わかりやすい申告の仕方、これはやっぱり必要だと思いますし、ということは、もう既に十数年余りたっていますから、その中で考えてみますと、やはり周知されなかったことによって、該当されただろうと思われる方もいたと思うのです。いるけれども、周知されなかったために、申告をしなかったと、そういうこともあり得る、間違いなくあると思います。私事でございますが、私も2回、バリアフリーをやっておりますし、そういうことも考えますと、やはりこれは期限があと2年ですか、あと2年の12月末で時効と言ったらあれですけども、該当にならなくなりますので、そういうことも含めると、やはり早いうちに周知するようなことを考えたほうがいいのかと考えますが、もう少し積極的な答弁をいただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 本当に適切な御指摘だと思います。今、御指摘を伺っていて、私のうちも該当するのではないかなと、本当に振り返って考えますと、減額の対象になるのではないかなと今思っております。そういうお話は一切ありませんでした。それで、今御指摘を受けますと、それぞれ市民の皆さんに周知するというのも重要だと思います。もう一つは、やはりそれを扱う業者の皆さんに、そういう税の知識といいますか、発注される皆さんに有利な内容というものを理解していただいて、説明していただくというのも一つの方法だと思いますし、それがひいては住宅の発注につながっていくということもあり得るのかなと。改修、新築含めて、重要なことだと思いますので、所管のほうでは十分その辺を踏まえて住民向けの啓発というものを考えていきたいと、このように思います。本当に重要な点だと思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ちなみに、やはりバリアフリーの改修工事の標準的な費用の額から補助金等ということで、先ほど私もお話ししましたが、10%に相当する金額が控除を受けられると思うわけですよ。やっぱり結構大きい額だし、固定資産税関係でも、条件は居住者の要件もありますけれども、これは既に所管でも、私、話してありますから、当然、承知していると思います。それから、家屋の要件等についても、また、バリアフリー改修工事の内容では、先ほど8項目の工事条件がありますけれども、それらに該当する工事であることが要件となっておりますけれども、このことについても、8項目、細かく一応知らせてありますので、やはりそういう8項目の要件を含めていきますと、税額の3分の1の固定資産税が減額されることになっております。こういうことがやはりある面では福祉政策にも影響していることでございますので、このことは恐らくこの十数年、全く、先ほども申し上げましたように、わからない方が結構いるだろうと。だから当市に申告書もつくってはいないし、申請もなかったのではないかと、これが現状だと思うのです。

そういうことを考えますと、やはり残り期間、所管で精力的にやるべき事業ではないかと。せつかく国の事業ですから、このこともやはり背景には、国からの恐らく何がしの、この事業をやることによって行政に手当があるものと私は思っております。そういうことを含めて、そ

の辺を調査しながら、やはり積極的に、近いうちにやっていただきたいと。これをやはり所管としてきちっとした答弁をいただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 長い期間、周知できなかったということに対しては申しわけなく思っております。先ほども御答弁申し上げましたけれども、できる限り早い時期にその辺の周知を行うとともに、またわかりやすく、例えば建物の改修については、例えば絵を入れたりだとか、誰が見てもこの部分なのだというのがわかりやすいような形で、丁寧な形で市民のほうに周知してまいりたいと。先ほど市長も御答弁申し上げました。建設業者さんとの関係だとか、福祉サイドの関係だとか、庁内の中で横の連携もつながりながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ぜひ今答弁あったように、早いうちにこの事業の実施を前向きに考えていただきたいと、このように思います。

次に、2件目の地方公務員法の改正の問題なのですが、これはほとんど総務課長が親切丁寧に、大体私が調べた中での答弁がほとんど網羅されていた感じがしております。

そこで、この背景の一つなのですが、2011年5月の地方公務員法、要するに平成25年12月13日に法律第261号で発布されておりますが、地方自治法では平成22年4月11日、法律第67号で改定して、以下、地方公務員法などの2017年の改定以降、地方公務員法の改定法の施行される来年の4月に向けての新設の会計年度任用職員制度の制度設計に関する労使間での審議といたしましうか協議といたしましうか、各自治体では現在進行形で行われているものと思います。

また、この新制度に対する評価も一様ではありません。あえて申し上げますと、それぞれの自治体における臨時・非常勤職員などに対するこれまでの労務管理や労使間の力の入れぐあい、今後、形で反映されることが予想されますけれども、当市の場合、現在どのような状況であるのか、伺っておきたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） まず、基本となる部分についてまだ固まっておりませんので、固まり次第、うちのほうとしては該当者の方に丁寧に御説明していきたいと思っております。基本的に今の部分でいきますと、団体を組織している状態はございませんので、交渉ということにはなりませんけれども、基本的な部分を丁寧に御説明して、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 特にこの話し合いに応じる場合、やはり趣旨だとか定義についてはきちっとした説明をしていただきたいと思っております。やはりとり方によっては、定義のとり方、やはり趣旨のとり方によっては誤解を生じることもありますし、そういうことも含めてしっかりとした交渉と言ったらあれですけれども、そういう進め方をしていただきたいと思っておりますし、今後、会計年度の任用職員制度の制度設計等については、当然、民営化等に関することや臨時・嘱託職員の配置状況や配置の基準だとか、また、臨時・嘱託職員を中心とする非正規職員、また、ほかには任期付職員とか、会計年度任用職員などの任用と賃金だとか労働条件、非正規職員制度の今後の件など、これまでの行革の結果として、財政が安定してきたと認識されていることもありますけれども、やはり財政の安定化のためには経常経費の削減は重要であります。その経常経費で一番ウエートの大きいのは人件費でありますけれども、人件費を単純に

削ることが行政サービスの観点からは問題があると私は思いますので、そこで、人件費などの定員管理については、総務省の地方公共団体定員管理調査というのが作成されていると思います。

それで、提案したいのですが、この地方公共団体定員管理調査によって作成をしたらいかがかなど、定数関係含めてそう思うのですが、総務課長の考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今現在、私どもで進めている部分でいきますと、先般、各所属長に内容の説明をしてございます。この辺で、会計年度任用職員という制度ができた部分によりまして、職員の職の振り分けという手続を行っていただきたいということで、各所属長にお願いしたところでございます。というのは、現在の特別職の非常勤職員にそのまま移るのか、それとも、基本的にそこから外れる部分につきましては、皆さん、会計年度任用職員のほうに移るといような形に歌志内の場合ではなるといことになりますので、そういった職の整理をするに当たっても、漠然とした移行ということではなくて、真に存続される必要のある職なのかどうかということも含めて検討していただきたい。また、民間委託等も基本的には選択肢になるので、その辺についても考慮しながら進めていっていただきたいという説明を先般したところでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それから、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化ということで、先ほど答弁の一部にありましたけれども、通常の事務職員であっても、特別職、臨時または非常勤の他市町では非常勤の顧問とか参与とか、そういう名称をつけているところもあります。そういうこととして任用されて、その結果、一般職であれば課される守秘義務だとか服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲が、制度が本来想定する専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行うものに厳格化するというふうな文言が出ているのですよね。そんなことで、臨時的任用は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度ではあるけれども、こうした趣旨に沿わない運用が見られますと。その対象を国と同様に、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化しなさいよと。そして、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化。法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する規定を設けて、その採用方法や任期等を明確化しなさいと。そのようなことを指しておりますけれども、この件についてはどのような考え方を持っておりますか、伺っておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） まず、うちのほうにおります臨時・非常勤の職員の方につきましては、2種類ございます。基本的に、嘱託職員の方と、もう一つは賃金雇用の方ということでございまして、嘱託職員につきましては、現行法の部分でいきますと、地公法の第3条3項第3号ということで、非常勤の特別職ということになってございます。議員の御質問にもありましたように、守秘義務等、課されないという部分が今回の改正の一つの目的でございますので、これにつきましては、今回、第3条3項3号に当たるものについては、明確に職を指定しております。これ以外に当たるものにつきましては、基本的には皆さん会計年度任用職員のほうに移行するという形になるものでございます。

もう一つ、賃金雇用に関しましては、当市といたしましては、地公法の22条の第5項ということで任用させていただいております。これにつきましては、6カ月を超えない範囲で臨時任用できるよと。しかし、延長もできるけれども、1年を超えてはいけないというような部分

がございまして、この辺につきましては、うちを初めどこの市町村でも、そういう任用は難しいものですから、延長を繰り返してきているという部分がございます。そういうのも今回整理されまして、基本的には、うちのほうでは臨時的任用職員という部分は、17条の部分でいく部分については、採用といいますか、おりませんので、基本的には賃金の方につきましても、今回設定されました会計年度任用職員、こちらのほうに移行していくという形になっていくものと思っております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） この法律改正の問題で、北海道は非常に先進地、2年くらい前からかな、この問題について取り組んでいる自治体があるのです。これは総務課長、御承知かと思いますが、なければ、苫小牧市が非常に、たしか二、三年前から進めて、それと、これに準じているのが釧路市かな。これが非常に内容が感銘するようなことが結構ある内容になっております。できればそれらの自治体からの資料等を取り寄せるのも一つの手ではないかと、このように考えますが、他市町のことでありますから、いろいろと都合はあるかもしれませんが、やはり先進地の進捗状況などは、私、読んでみましても、非常に進んでいるというふうに考えておりますので、ぜひこの辺を参考にさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 承知しておりませんでしたので、大変ありがたいと思っております。こういう先進地の情報を、実際、今のところのどこから手が出るほどほしいという状態でございます。昨年来、いろいろな会議等、セミナー等参加して、いろいろな情報収集しておりますが、なかなか現実的な部分になりますと、非常に難しい部分が多くなってございます。うちのほうとしましても、近隣市町でいろいろ情報交換しながらやっているのですけれども、なかなか進捗状況は思わしくないものですから、そういったところも参考にしながら、情報を収集していきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 1件目のバリアフリーの固定資産税の関係、また、改正地公法の関係等も大体私が予想していた答弁を受けておりますので、質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さんの質問を打ち切ります。

質問順序3、議席番号1番、能登直樹さん。

一つ、現在のかもい岳温泉とスキー場の状況について。

一つ、地区の防災計画について。

以上、2件について。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。初めての議会質問ですので、過去の定例会質問と重複するかもしれませんが、よろしく願い申し上げます。

件名1につきまして、現在のかもい岳温泉とスキー場の状況についてお伺いいたします。

現在、運営停止となっておりますかもい岳温泉とスキー場の両施設が、今後どのように運営再開に向け、市が携わっていくのか、現在、とても市民の皆さんが注視をされています。

そこで、お伺いいたします。

①両施設について、運営停止から3カ月以上経過しました。市としては、今後の両施設に対してどのような対策をとっていかうと考えているのか、お伺いいたします。

②この間、再開に向けての企業等々の問い合わせ等はあったか。また、現状の両施設が運営

再開に向けて修繕、補修しようとした場合、どの程度の期間と費用が必要となるか、お伺いいたします。

件名2、地区の防災計画についてお伺いいたします。

防災計画には、自治体が立てる「地域防災計画」と、平成25年の災害対策基本法の改正で創立され、平成26年4月に導入された、地域の特性に応じ、地区の範囲や活動が柔軟に規定できる制度で、各町内会単位独自で立てられる「地区防災計画」がありますが、そこでお伺いいたします。

①現在、市が作成した「防災計画」、災害時避難マップ（ハザードマップ）等がありますが、各町内会単位で立てられた「地区防災計画」、災害時対策マニュアル等があるのかどうかを把握をされているのか、お伺いいたします。

②今後、各町内会で「地区防災計画」の策定が進むことが、災害対策または減災につながり、災害の対応力の向上にもなると思いますが、これに関する認識、また、地区への周知方法と課題についてお伺いいたします。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 私のほうから、1番目、現在のかもい岳温泉とスキー場の状況についてお答えします。

①につきましては、かもい岳スキー場とかもい岳温泉は、これまでも議員説明会や町内会連合会との意見交換会での御意見を踏まえ、かもい岳の今後のあり方につきまして、財政面を含め検討を行い、今後、両施設の維持管理に当たっては、数年後にはスキー場リフトや温泉施設、外壁塗装を初め、現段階では約7億円という大規模な設備投資が必要になることから、今後の市の財政状況をかんがみた結果、中長期の施設存続は困難と判断したところであります。

また、両施設につきましては、2月28日に指定管理者が破産申し立てを行ったことにより、同日より破産管財人の管理下となりましたので、両施設の引き渡しに時間を要しましたが、5月31日に管財人より引き渡しを受けたところで、現在は索道事業に係る権利を指定管理者から市に譲渡を受けるための手続を運輸局と進めているところであります。

今後の市の財政状況を考えたとき、両施設への新たな設備投資は難しいと判断していることから、指定管理を行う予定がないことや、市直営での運営は行わないこととしておりますので、これまで御説明しているとおおり、譲渡や貸しつけについてのお問い合わせがあればお話を聞くなどして、民間事業者を誘致できないか検討することとしております。

②の企業からの問い合わせの状況につきましては、指定管理者の破産申し立ての報道以降、これまでに数件寄せられております。主なものは、不動産関係の会社や指定管理者についての問い合わせです。

なお、4月中旬に、金融機関を通して、スキー場に興味がある会社からお話がありましたので、社内の理解が得られないので断念する旨の連絡をいただいております。

次に、両施設の運営再開に向けての補修費用や期間につきましては、市直営による再開は考えておりませんので、算出しておりませんが、今後の維持管理に係る費用につきましては、①で御答弁申し上げたとおりでございます。

なお、仮に本年12月に民間企業がスキー場を再開する場合、索道事業に係る有資格者の確保や点検等の準備期間を含めると、8月下旬ごろまでに譲渡先が決定し、その後の定例市議会等で関係条例などを御承認いただいた後、速やかに引き渡しを行う必要があるのではないかと考えております。

なお、温泉施設につきましては、民間事業者がスキー場と一体的に運営するかにもよりますので、期間は見通せない状況であります。

いずれにしましても、両施設の運営を希望する民間事業者がおられた場合のお話でありますので、現状では非常に難しい状況であると考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから、件名2の地区の防災計画につきまして御答弁申し上げます。

①でございますが、先般、各町内会、自治会に聞き取りをしたところ、御質問にございます地区防災計画について、策定をしている地区はございませんでしたが、災害時の対応について、取り決めをしているところが2町内会ありました。

②でございます。地区防災計画とは、一定の地域にお住まいの皆さんが、自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合いについて、自発的に行われる防災活動に関する計画でございます。こういった計画によりまして、いざというときに地域コミュニティにおける共助により、自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より効果的な防災対策となるものと考えております。

しかし、計画を策定するためには、検討する組織が必要であり、その組織といたしましては、町内会、自治会や自主防災組織が考えられますが、現状、町内会役員の高齢化や、中心となる人材がないことに課題があるものと認識しております。

このため、まずは中心となる人材確保のため、北海道が主催いたします地域防災マスターの認定研修会の受講支援などによりまして、防災の知識を持った人材の育成に努め、各地区におきまして、その方などを中心とした防災体制の整備や、自主防災組織の立ち上げによる防災活動を期待するところでございます。

また、共助の必要性や重要性などにつきましては、市広報や防災訓練時等にて啓発を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 御答弁ありがとうございます。

そこで、再質問をさせていただきたいと思っております。何分、初めてのことなので、再質問で矛盾があるかと思いますが、その辺は御了承願いたいと思っております。

まず最初に、かもし岳スキー場及びかもし岳温泉につきまして、今現状といたしましては、市ではかなり厳しい状況で、市直営の再開は望まれない、歌志内市の財政上、できないということをお聞きしました。

そこで、ほかの住民サービスの継続など、優先をされるものがある等々、るる説明がありましたが、私も歌志内市の身の丈では、市独自でこのスキー場、財政的には大変厳しいものがあるかと思っております。

そこで、今、課長のほうから御説明ありました、民間への譲渡または貸しつけということになっておりますが、その辺、今のかもし岳温泉またはスキー場につきまして、どのような感じで保守、修繕等、また、それに金額が幾らぐらいかかるのか、お聞かせ願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 現在の保守、修繕という部分では、以前、資料等をお示ししてい



るものもございましたが、これは指定管理を行っている中での交渉の資料ということで確認はしておりますが、まず、これまでもそのようなのですが、これ以降も非常に金額的には多額の費用がかかるということで考えております。ただ、その金額につきましても、リフトの関係、また、温泉の関係というのがございますので、一概にどちらが幾らという部分はございませんが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、今後数年間で約7億円というのがリフトの保守、また、かもし岳温泉の外壁整備、当然、圧雪車等の整備も入ってきますので、それらの費用が多額にかかってくるという見込みは立てておりまして、それを説明したところでございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 昨日のかもし岳観光特別会計補正予算でもお聞きしましたけれども、今現在、内覧に対しまして、いろいろと中を補修しているということでありまして、それに対しまして、先ほどもありましたとおりに、数者からのいろいろな問い合わせ等々がありましたと御答弁いただきました。その中で、金融機関が1社、名乗りを上げたが、なかなか社内で理解が得られないということで、お断りの電話があったということですが、これも基本的には予算的に今後7億円という予算がかかるということでの断念だったということでしょうか、お伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 興味があった企業1者につきましては、まず、スキー場の管理について興味があると。特にトップの方が興味があるというお話で、金融機関さんのほうから来ましたので、それであれば、事前に私どものほうから、スキー場の今の現状、またはその企業さんとしてどのような考えでこのたび取り組まれるのかという確認をしなければならないということで、また金融機関を通してお話を聞きたいということ連絡差し上げておりました。その中で、企業さんとしましては、やはり会社でありますので、取締役会等、会社の理解を得るためにはそれなりの理由があるというようなことですので、このたびにおいては、そういう意味では、先ほど申し上げましたとおりに、白紙というか、断念したいという御連絡が来ておりますので、まだそここのところとの交渉には至っていなかったということでございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 民間企業といたしましては、やはり営利目的が課題となってきた、赤字を見込まれないものに対しましては、多分、民間の企業さん等は入ってこれないのではないだろうかということ察するところではございますが、その民間さんが譲渡もしくは貸しつけでもいいよということで名乗りを上げていただいた場合、市のほうといたしましては、何か特典なども考えていらっしゃるのか。例えば固定資産税の減免とか、水道料金の減免とか、そういう何か策があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） まず、方針としましては、まず、手を挙げられる民間の企業さんが、スキー場を求めておられるのか、また、温泉と一体なのかというものもございしますが、ただ、貸しつけというものも選択肢の中にございますが、貸しつけた場合、その民間の企業さんが、果たしてそこに設備投資をするだけの部分があるのかと。要は他人の施設に投資をすることは現実的には難しいのではないかとはいふには考えております。また、譲渡を希望される方が、今後数年間でそういうリフト、または温泉のほうにどれだけ投資を考えられているのか、また、そういう意味で、それによっていろいろな選択肢、考え方というのが出てくると思いますので、これは交渉の中で、市としてどのような誘致という面で行えるのかというのとは変わってくるのかなと思います。

また、一つは、スキー場の約8割が北海道の道有林ということでございます。これにつきましては、今、市がスキー場ということで道のほうから借りているところでございます。この辺については、やはり今後、民間企業さんとお話していく中では、かなりやはりネックになってくるというか、交渉の中で、北海道とのお話にもなってくる部分がございますので、この辺については、今後、交渉の中で、やはり解決していかなければならない部分かなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 話は変わりますけれども、仮に公募、募集しても、どうしても民間企業の名乗りとかがなかった場合につきまして、市といたしましては、きょうの新聞にも載っておりますけれども、栗山町のスキー場の閉鎖とか、近隣市町も続々とスキー場の閉鎖が続いております。芦別市においても今年度末の閉鎖が予定されていますし、近年のスキー人口から想定して、単独の自治体で施設の存続は極めて難しいと思われまます。私も先日、川野議長と、空知広域市町村組合議会の議員となっておりますので、組合議会のほうに出席をさせていただきました。その際に、広域にての再開に協力を提案したいと思っておりますが、今後、市の見解といたしましては、そのような考えはお持ちでしょうか、お聞きします。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 課長からも御答弁申し上げておりますとおり、単独でこのスキー場を経営するというのは、歌志内の現状の財政規模から言って不可能であります。

私は、質問の冒頭で、現在、とても市民の皆さんが注視をされておりますという表現をされております。この注視をされているのはどういう意味かなと思って考えておりました。これは、歌志内がスキー場を存続させていくのか、やめるのか、このことに関して財源をどこに求めるのかという意味で市民は注目しているのではないかと思います。財源を求めるとしたら、住民サービスを相当廃止しなければならないということは、議員の皆さんは十分御承知と思えます。市民の皆さんはどこまでなのだということは、情報提供したときには、皆さんにお話ししました。まだ一般の市民の皆さんには浸透していないということで、我々、総合計画の策定を今進めておりますので、これは早期に、概要が固まった段階で住民説明会を再開したいと、そのように思っておりますので、そのときにもまた改めて説明しようかと思っております。

このスキー場を存続させるに当たって、目的は何なのだ、効果は何なのだということをいろいろと探っていかなければなりません。それには、やはり歌志内にとって必要なものなのかどうなのかということが第一であります。市民の福祉に貢献するのか、あるいは市内の経済環境を好転させるために効果があるのか、いろいろな角度から考えていかなければなりません。

それともう一つは、最大のものとしては、市民が利用しているのかということでもあります。これを総合的に考え場合に、これだけの、先ほど設備投資に7億円と言いましたけれども、もうこれは無償では経営できません。直営でやるか、あるいはお金を出してお願いするかありません。そうすると、年間2,000万円、3,000万円では、将来、到底済まないということになりますと、10年スパンで見ても10億円からのお金が多分かかるだろうと。単年度1億円のお金を捻出するとしたら、どれほどのサービスを落とさなければならないのか、それから、歌志内のまちはこのままでいいのか。少なくとも将来の10年、20年先を見たまちづくりを進めるとしたら、また、今回の議会もそうですし、ふだんもそうなのですけれども、議員の皆さんを通していろいろな市民サービス、市民福祉の要望があります。これは新しい制度になります。従来の制度も続けた上に、さらに重ねていくとしたら、どれだけの財源が必要に

なるのかということを見ると、行政としては、これだけ大きな投資を控えているかもい岳というものを、今後10年、20年、30年と続けていくと断言するというのはちょっと難しいのかなと。

そういう意味で、民間の皆さんが、このスキー場を存続することができますよ、活用できますよということであれば、行政はできる範囲内で精一杯の御協力はさせていただきたい、このように思います。しかしながら、行政が直営で経営するというのは、民間の皆さんから見たら、かなり難しいと思います。そういう意味で、民間の皆さんが経営できないと判断したものを、行政は到底経営することは難しい。

あわせて、ほとんど利用されている方が市外の方ということになったときに、これだけ我々があげても、ことかもい岳のスキー場に関しては、この周辺、それに対してのアクションというのはまだ起きていません。先日、署名が上がってきましたが、ほとんど市外です。いつも申し上げておりますが、昨年、かもい岳のスキー場を利用された方、シーズン券を買った方は14名とお聞きしています。それと、子供さんたちは延べで350名。これはスキー授業の子供さんの数だと思います。レーシングにも1人も入っておりません。こういう中で、年間約1億円、あるいは先ほど申し上げましたように、設備投資だけで7億円のお金を投資することを市民の皆さんが果たして許すのだろうか。これからさらに住民サービスというものを底上げしていかなければならないときに、逆にサービスを縮小していくということが、市民にとって、私たち、提案することが許されるのだろうかという、そういうジレンマがありまして、現在のところは当面休止せざるを得ない。

こういう中で、先ほどからの御答弁ですけれども、まず施設を返していただいて、もし希望されるところがあれば、この施設をごらんいただいて、その上でどういうアクションが起きてくるか、それを注視していきたいと考えているのが現在の状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 質問の途中ですが、ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時02分 休憩

---

午後 0時56分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 昼前に続きまして、再質問させていただきます。

先ほど市長のほうから御答弁ありました、市民が注視しているということですが、基本的には、先ほど私も言いましたとおり、市民の方も、歌志内的には、財政的には自治体として運営することができない、これは皆さんも周知のところかなと思います。中には、やっぱり、いや、市がやるべきだという声もありますけれども、それは到底、私たち、これ以上の市民の税金の投入ということは考えておりません。

かもい岳温泉につきましては、1973年ということで、昭和48年に歌志内市のかもい岳温泉として、和室が5室20名、洋室4室20名、計40名の宿泊施設として開業して、スキー場におきましては1961年、昭和36年1月に、市営かもい岳スキー場として開業しております。その間に、サロモンカップ、かもい岳ジュニアのスキー大会等々の数ある競技大会に参加した選手、また、かもい岳レーシングチームからはオリンピック選手を輩出した山として、歌志内市民としては自慢のできるかもい岳、また、かもい岳のスキー場でございました。それが今、運営休止という状態になっているということで、先日、ある男性の方からこういう

お話がありました。70代の男性なのですけれども、幼少期時代からかもい岳を見て育ってきました。温泉もなくなり、スキー場もなくなり、とても寂しい気持ちになりますと。また自慢できることが一つ減ってしまったと落胆されていました。ですけれども、こうも言われていました。けれども、温泉もスキー場もやめたわけではない、あくまでも休止だということで、今後の早期再開に期待しているよとも語っていただきました。

こういう問題は、この間、12日の一紙、また、18日の一紙にも、嘆願書云々ということでありましたけれども、先ほど市長のほうから、行政でできないということで、先ほど質問の中に、一行政ではできないのかもしれませんが、広域としてやれるのではないかという質問に対して御答弁をいただいているなと思いますので、その辺、もし他町村の広域としてやりたいというお話があれば、市としてはどういう対処をしていられるのか聞きたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 御提案と受けとめたいと思います。私もスキー場については、休止することが望ましいとは決して思っておりません。できることなら継続していきたいという思いは持っております。

今お話にありましたとおり、かもい岳スキー場ができて、リフトがないときに、スキーを背中にかついで頂上まで上がって、1本乗ってくるというのが私たちのときのかもい岳スキー場でした。その思いは私も共有しているところでございます。

行政に対して大きな負担になるということで、歌志内が安定した財政基盤のもとで長期的に行政の運営を図っていく、そういう環境をつくっていくというのが私どもの責任であると、このように思っているところから、苦渋の選択として、そういう方向に進まざるを得ないというのが私たちの考えでございます。これは私たちが提案している、そういうことでございます。最終的に決定するのは、その提案に対して議会の御意見ということになるかと思うのですが、市民の皆さんが、まだ続けなさいと、あるいは議会のほうも、またそういう方向を模索しなさいというのであれば、私たちはそれに従って努力をしなければならぬと思っております。現状、私どもが対議会に対して、あるいは市民の皆さんに対して、市の状況、そして市の考え方を申し上げて提案しているというのは、休止という、そういう方向で今話を進めているというふうに御理解いただきたいと思いますが、その上で、中空知でどうなのだというところでございますが、現在、利用されているスキー客といえますか、スキー場を利用されている皆さんの大半は市外の方でございます。そういう中で、例えばこの中空知の広域圏でどれくらい利用しているのだというデータがちょっと手元にはございません。この間の署名を見ますと、道外の方のほうが多かったです。道外の方がこのスキー場に来て利用してくれるのですか、お金を落としてくれるのですか、歌志内の経済を動かしてくれるのですか。こういうところも、我々、シビアに見ていかなければならないのかなと思っております。

そういう意味で、繰り返して申し上げますけれども、歌志内、シーズン券が14人しか使っていなかった、子供さんたちがスキー授業、延べ350人だと。こういう中で、歌志内がメインになって、このかもい岳スキー場を運営していくと、こういう形で、中空知の中でこういう形になるのだろうかということも含めて、今後の方向性というものを見きわめていかなければならないのかなと思っております。

確かに広域圏として、支えていただくことができるのであれば、大変望ましいかなとは思えます。思いますが、今お示ししている歌志内のスキー場を運営していくための経費というものを、この5市5町が果たして負担してくださるのかという、この辺の話というのが全く

現状は見ておりません。したがって、これからの考え方の一つとして、そういう方法もなくはないのですが、それを私たちがあえて5市5町に回って提案させていただくということが適当なのかどうかというあたりは、いきなりというわけにもいかないだろうということも含めて考えていく必要があるのではないかなと思っております。

先だって、かもい岳スキー場を利用しているいろいろ仕事を考えているといたしますか、今までスキー客を相手にして商売されていたというところもあるようでございますが、そこまでは私も責任は持てないと思っています。広く、まずは市民の皆さん、そして議会の御意見を聞きながら、最終的に私たち行政として責任のある提案をしていきたいと。その上で議会のほうでお諮りいただければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 市長の考え方も十二分にわかりました。

まずそこで、今、民間、また、広域圏でも運営できないとなった場合、これがいつまで歌志内、かもい岳のスキー場が、またかもい岳温泉の休止状態が続くのか、それが続けば続くほど、建物の老朽化、また、リフトの老朽化等々にいろいろなまたお金がかかってくるかなと思います。そういうことで、一日も早い早期再開が望まれるのかなと思います。これも行政と議会と、また市民と、三位一体で進めていかなければならない話でございますが、その後、どうしても運営、管理できる会社等々が、企業等々がなくて、どうしても歌志内が、今後、建物を維持するための補修といたしますか、修繕費といたしますか、そういうものについて、歌志内市としては今後どのように考えているかお聞きしたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 保養施設のほうについては、しかるべく手を入れていかなければ、建物自体がもたなくなると思っております。したがって、リフトと一体となった扱いがいただけるのか、あるいは、やっぱり分離して、保養施設だけを将来考えていかなければならないのか、これは民間に売却、譲渡、いろいろありますけれども、考えていかなければならないのかということになると思っております。

リフトのほうにつきましては、これはタイムリミットがもう来ています。したがって、一定の段階で、維持するための投資をしていかなければ、索道としての許可にならないということなのです。そこまで追い詰められたので、こういうお金がかかりますと。したがって、そのお金については、今の歌志内では非常に厳しい環境にありますと。今のまま続けていけるのであれば、これまた別の考えになってきますが、索道のほうの許可にならないということが目の前に来たものですから、そこにそれだけの大きな投資をしなければならぬ、そこで今回の決断になったといたしますか、今回、判断しなければならぬという環境に置かれてしまったということでございますので、これから長期間、この索道をそのままにしておくということは、私は設備の関係から、後年次になればなるほど大きなお金がかかってくるのではないかと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ありがとうございます。

本当に今、市長が言われたとおりに、期間を置けば置くほど大きなお金が流動的に動いてくるかなと思いますので、私といたしましても、早期にかもい岳が再開できるように、また、行政といたしましても議会といたしましても努力をしていきたいかなと思います。今後どのような形になるのかわかりませんが、まず行政といたしましては、市民の皆さんとまた対話を重ね

ながら、一步一步進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、地区防災の計画についてであります、先ほど渡部総務課長から御答弁いただきました。

そこで、本当にいろいろな課題が出されていまして、御答弁の中で、地区防災につきましては、今、策定している地区はありませんということでしたけれども、災害時の対応について取り決めをしているところが2町内会ありましたということでした。その2町内会というのはどこどこの町内会でしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 本町第一町内会と、文珠第三町内会の2町内会であるということで、電話での確認ですけれども、確認しております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 2町内会ということでありましたけれども、歌志内市といたしましては、今、町内会は何町内会あるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 18ございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 18町内会のうち2町内会ということで、大変少ないのかなと思います。先ほど御答弁いただきましたが、災害発生時には、自治体や消防の公助というものがあります。それによって減災に大きな役割を担っていくのがやっぱり自助であり共助でもあります。自助というのは、やっぱり町内会単位で、自分たちで努力する。また、共助は自治体と一緒に、ともに助け合っていくということで、昨年9月に起こった胆振東部地震のときのように、全道がブラックアウト、また、先日に起きた新潟地震のように、歌志内は地震による直接的な被害はなくても、間接的に起こり得る、今回の全道のブラックアウトですけれども、そういう被害があった場合に、早急に対処できるように、まず町内会内での日ごろからの防災認識を高めていただいて、町内会独自の避難訓練、または高齢者へのスムーズな連絡方法とか、連絡網の作成等々が重視されていくのではないかと思います。新聞報道でも、地区内に防災リーダーを置き、訓練の企画を行ったり、住宅に消火器と火災報知器を100%設置することが書かれていました。また、避難マップを作成し、名前などを書いたカードを避難時に携帯して、誰というのがわかるように決めておくなど、内容はさまざまですけれども、やはりことが起きてからではなく、ことが起こる前から準備するのが減災につながっていくのかなと、こう思われます。

そこで、先ほど総務課長からの御答弁の中に、やはり人材不足ということで、歌志内につきましては高齢者が多いという中で、若者のリーダーというのがなかなかいないということになっておりました。このリーダー的な役割を、今後、市職員が何らかの形で携わっていくことは可能なのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 基本的に、市職員になりますと、ことが起こりますと、市役所のほうに集まりながら、この辺の対策本部の部分で動いていかなければならないということですので、そういったときにはなかなか難しいのですけれども、その前のいろいろな一緒に避難訓練をやるとか、そういった町内会での動き、そういったものについては職員もできますので、そういったところを中心にしながら、防災の部分の教育ですとか、中身の勉強会とか、そういったものやっつけていければなというふうには思っております。

先ほど言いましたように、町内会さんの高齢化とか、いろいろな部分がございますが、ちょっとした例でございますけれども、いつも言っているのは、阪神・淡路大震災の例ということで、自助、公助の部分の割合、非常に大きければ大きくなるほど公助というものは少なくなって、7割、2割、1割と言われてはいますが、その1割の公助も0.0何%ということで、非常に少ないということになっておりますので、自助、共助というのが非常に大事だということになっております。

同じ阪神・淡路大震災の中で、淡路島のあるまちでは、家が倒壊して、いろいろな方が埋まったということですが、そこは1人も行方不明者が出なかったということなのです。どういうことかということ、日ごろから近所のおつき合いが非常に密でありまして、お年寄りがどこの部屋で寝ているということまで熟知しているということがありまして、消防団の人方と一緒に行動して、1人も行方不明者が出なかったということでもあります。

そこまで強い、いろいろな絆とか、そういったコミュニティ、それがまずやっぱり基礎になると思いますので、その辺、歌志内でも、計画はございませんけれども、その地区、その地区でいろいろなことを考えながらやられているところはあると思うのです。そういうところをもっともっと助長していくとか、大きくしていきたいなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今、総務課長から御答弁ありましたとおり、やはりことが起きてからではなく、ことが起きる前からそういう対策をしていかなければならない。そういう中で、やっぱり私たち市民といたしましては、どこまでできるのかなというのがあります。それで、やっぱり市職員の助言なり苦言なりをしっかりと町内会単位で受けとめて、また、町内会単位で、自分たちの地区防災計画等々を立てていかれるのが一番好ましいと思うところでございます。

また、本当に共助の必要性や重要性などについても、これから市広報や防災訓練等々にて啓発を行っていきますという御答弁がありました。

その中で、今後、各町内会単位の周知、または勉強会というか、そういうものをより一層深めていくような考えを今現在としてはお持ちでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 毎年4月、5月ぐらいでしょうか、第1回定例会が終わった後の町連との情報交換会がございます。その中で、毎回、私のほうから資料を出してお願いしているのですが、いろいろな訓練等実施の希望調査をとっています。その辺で、ぜひやっていただきたいということも含めて、各町内会長さんをお願いして、毎年数カ所の部分で実施しておりますので、どんな簡単なことでもいいですので、それが一つのきっかけになりますので、ぜひやっていただきたいということは毎年繰り返しお話ししております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 先ほどからお話があるとおり、町内会会長さんも結構御高齢なところもありまして、なかなかことが思うようにいかないという町内会も多々あるかと思えます。まず、先ほどから申しているとおり、各町内会単位の意識が高まらないことにおいては、今後、こういう計画も立てていかれることがないのかなと思えます。そういうことで、これからは行政の苦言なり発言なりをどんどん入れていただいて、地区の防災計画が少しでも歌志内にとって減災になるような周知徹底をしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さんの質問を打ち切ります。

質問順序4、議席番号6番、本田加津子さん。

一つ、住環境の整備について。

一つ、高齢ドライバーを守る取り組みについて。

一つ、プレミアム付き商品券発行事業について。

以上、3件について。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

件名1、住環境の整備について。

歌志内市では、乳幼児から高齢者まで安全で安心して暮らせるコンパクトシティをつくるためにさまざまな施策を実施されておりますが、人口流出に歯どめがかからない状況は今なお続いております。

住民のニーズは多種多様ですが、今まで以上の住民ニーズの把握に努め、より手厚い住民サービスの向上を講じていかなければならないと思います。

そこで、お伺いいたします。

①市営住宅の空戸が市内各所で見受けられますが、各地域別の入居状況についてお伺いいたします。

②空戸住宅の修繕についてですが、新たな入居者を迎えるために、どの程度の修繕を実施しているのか、お伺いいたします。

③歌志内市のホームページで、市営住宅随時募集一覧の掲載がありました。このようなお知らせは広報誌にも掲載されているのか、お伺いいたします。

また、随時募集している空戸住宅では、希望者が使用可能な駐車場のスペースがあるのか、お伺いいたします。

件名2、高齢ドライバーを守る取り組みについて。

高齢ドライバーによる悲惨な交通事故の報道を最近多く見かけます。

歌志内市では、市外の総合病院での受診や生活必需品などの購入で市外へ行かなければならないことが日常であり、自家用車を運転することが生活の一部となっております。

歌志内市では、運転免許証を自主返納した方への支援策を講じておりますが、自主返納するべきだが、日常生活に支障を期すことも否めない状況の中で、思慮している市民もいるのではないのでしょうか。

社会問題にもなっている状況から、政府では、高齢ドライバー専用の限定免許制度の創設を目指しています。

そこで、お伺いいたします。

①急発進防止装置の取り付けに対して、取り付け費用の補助制度を実施している自治体もあります。

高齢者の多い歌志内市においては、このような急発進防止装置を取り付けることで、運転する高齢者やその家族の方々が少しでも安心して歌志内で暮らし続けることができるのではないのでしょうか。

そこで、高齢ドライバーを守るという観点からも、取り付け費用などの補助の実施を早急に講じる必要があると思いますが、お考えをお伺いいたします。

②高齢者を対象に、安全運転支援装置等搭載自動車購入補助制度を実施している自治体もあります。安全、安心をより一層高めるために、安全運転支援装置等を搭載された自動車の購入



を検討する市民もいるのではないのでしょうか。

そこで、セーフティーサポートカー購入に対しての支援制度についてもお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

件名3、プレミアム付き商品券発行事業について。

本年度の市政執行方針の中でも、プレミアム付き商品券発行事業についても記述がありました。

第1回定例会にてこの事業について質問させていただき、今後の予定についての答弁をいただきました。市民の関心も強く、いつごろ販売するのかという声を耳にします。

そこで、お伺いいたします。

①現在、歌志内商工会議所とはどのような協議がされているのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、1、住環境の整備についての①、②及び③について、一括して御答弁申し上げます。

まず、①地域別の入居状況ですが、公営住宅では、上歌6棟22戸、本町沢町、1棟3戸、東光シルバー、1棟20戸、神威桜沢、4棟11戸、神威シルバー、1棟19戸、中村日の出、3棟8戸、中村宮下、1棟1戸、中村中央、9棟24戸、文珠西歌、7棟29戸、文珠高台、9棟79戸、文珠本通り、1棟4戸、文珠泉町、1棟7戸、文珠しらかば、3棟18戸、チロル、3棟20戸、文珠、2棟11戸、文珠みどり、5棟13戸となっており、改良住宅では、上歌、8棟20戸、東光三区、4棟70戸、東光二区、2棟8戸、本町、8棟32戸、本町中央、14棟41戸、本町川向、11棟55戸、歌神川向、12棟54戸、歌神一区、7棟80戸、神威、神楽岡、8棟40戸、中村中央、17棟26戸、文珠高台、2棟10戸、文珠本通り、8棟30戸、文珠しらかば、2棟7戸となっており、本町高齢者専用住宅では1棟9戸となっております。

次に、②入居前修繕についてですが、修繕においては、最低限の修繕を行っており、生活に支障の来すことのないよう、床、壁、天井など、各部位において、経年劣化による損傷等が判断された箇所を中心に、修繕を行っております。

次に、③番、随時募集の広報掲載及び駐車場の御案内についてですが、募集締め切りを経過した随時募集一覧においては、広報掲載は現在のところ行っておりませんが、今後、掲載に向け、検討してまいりたいと思います。

また、駐車場においては、1戸につき1台分のスペースを確保しており、特に掲載などは行っておりません。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 私のほうから、件名2の高齢ドライバーを守る取り組みについて御答弁させていただきます。

①高齢ドライバーを守るという観点から、急発進防止装置取り付け費用などの補助の実施についてでございます。

赤歌警察署に確認したところ、市内では高齢ドライバーの運転操作ミスによる大きな交通事故は発生していないとのことですが、5月現在、市民の運転免許証所有者は1,772名、このうち65歳以上が614名、全体の35%を占めております。

また、昨年1年間の事故発生件数55件のうち、65歳以上の方が起こした事故が9件で、

全体の16.4%を占めております。

御質問にあります急発進防止装置の取り付け費用に係る補助の件であります。東京都においては、補助の実施に向け検討を始められたとのことではあります。開始時期や対象年齢等の詳細については、今後決定されるとのことではあります。

本市におきましても、増加が見込まれる高齢ドライバーに向けた交通安全対策は重要な課題であることから、引き続きこれらの情報収集に努めるとともに、制度内容に係る研究を進めてまいります。

次に、②のセーフティーサポートカー購入に対する支援制度についてでございますが、先ほど御答弁のとおり、本市におきましては、高齢ドライバーに向けた交通安全対策は重要であり、安全運転支援機能を備えた自動車、いわゆるセーフティーサポートカーの普及は大きな効果があるものと認識しております。

しかし、セーフティーサポートカー購入に係る補助制度につきましては、今のところ一部の県や市で導入されている状況であり、対象年齢や補助額、補助要件とする安全運転支援装置の種類もさまざまでございます。このため、引き続きこれらの情報収集に努めるとともに、制度内容に係る研究を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 件名3、プレミアム付き商品券発行について御答弁申し上げます。

本年度のプレミアム付き商品券発行事業につきましては、歌志内商工会議所では8月中旬以降に実施する予定であるとお聞きしております。

事業実施に当たりましては、例年どおり実行委員会が開催され、具体的な日程や実施計画が示されると考えております。

その際には、より多くの方が購入できる仕組みづくりという観点から、事業内容を拝見しながら御意見を述べさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ありがとうございます。

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず初めに、住環境整備について、こちらのほうになります。

入居の状況につきましては、詳細に答弁いただいたので、大体わかりました。ただ、たくさんあいているところが市内各所にあるのがすごい目につくなという気はいたして、今、聞かせていただきました。

次、修繕に関してのことでは何点かお聞きしたいのですが、修繕に関しては、ある程度の修繕は、前に住んでいた方が退去されるときに、自分で壊してしまったとか、そういうところは直して退去されるのかなと。ただ、経年劣化に伴う壁のくすみですとかふすまの日焼け、こういったものは、やっぱり家主というか、持っている方が張りかえたりするのではないかなというふうに思います。先ほどの答弁でも、床、壁、天井、こちらのほうはやりますということでしたが、どの程度リフォームをされているのですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） その場所、その使い頻度、維持管理をされる方々にもかなり状況が変わってきております。実際にくすみ程度でも、取りかえないで御協力いただいているところ

も実はございます。その判断については、担当者が現場に赴いて、その判断をつけているところでございます。きちっとした、例えば定規のランクづけとか、そういうことで判断しているところではございませんので、この間の経験からそのような判断をさせていただいております。逆を返せば、改良住宅、低所得者向けの住宅でございますので、できるだけ費用を捻出しないような取り組みも行っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

例えば水洗トイレ、こっちのほうは、床だとか便器だとか、便器がもう黄ばんでいたりだとか、床がもう水に濡れたような感じでぼろぼろになって、私のところもそうなのですが、そういった状況も見受けられるのですが、これは担当者の方が、ちょっとこの便器は、新しい方が使うにはちょっと気の毒だなというふうなことを思われるときは、取りかえたりとかということも可能なのですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 便器等々については、経年劣化もかなり、せとものとか、それから、上のプラスチックの部分とか、細かい部位によっても判断が分かれてくるところでございまして、タンクとか、水の受給する蛇口とか、いろいろございますので、今御質問にあったとおり、担当者が現場に赴いて、その都度判断させていただいているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

次に入る方が決まった時点で、窓の清掃ですとか、こういったことをやっているのかなと思うのですが、これは業者さんをお願いして、窓だとか、室内清掃というのはやっているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 基本的には業者が改修ないしは修繕が入った場合は業者に頼む場合もございますけれども、一般的には、修繕が終わっているところとか、ある程度修繕も必要ないというところは、自分たちで、職員がみずから行って清掃、簡単な清掃で恐縮なのですが、ある程度の清掃は行っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

例えば昭和の時代に建てられた住宅、ここに入りたいと、入居の希望者がいて、前に出られた方が出るときに、担当の方が確認して、このぐらいの日焼けは、住んでいる方のせいでもないし、市でもリフォームしなくてもいいわと判断された住宅に、もし壁がちょっとくすんでいるんだよねと言われたときは、その辺はどうなのか、全くこれは取りかえられませんかということになってしまうのですか、それは臨機応変に対応していただけるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 場合によっては、そういうような御指摘なり御要望もいただいておりますので、その都度、担当者が赴いて判断をさせていただいているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

どうしても、この壁はやっぱりこのまま使ってくださいということで、そのままもし仮にそこに入るとして、もし自分で壁紙とか、今、ホームセンターとかでも自分たちでできるようなものが売っていますので、そういったものに取りかえてもいいですかというふうに要望があれ

ば、役所としては許可を出すのですか。その場合は、出るとき、もし仮に何年かたって引っ越していくときは、その壁はどんなふうに対応したらいいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 一般的に住民のほうで改修というか、小さな穴等もあけて、最後、出るときにコーキングで埋めるとかという判断と同じように、例えば壁紙でそこを修復した場合は、出るときに判断させていただいて、わざわざそれをとるといいのかどうなのか、その部分、その都度、担当で判断させていただいているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

やはりこれだけ住宅があいているので、新しいところに本来なら入ってほしいなというふうに住宅系のほうでは思っていると思うのですが、でもこの地区に住みたいというのがもしかしたらその人の中であるのかもしれない。たまたまそこに建っている住宅が昭和に建てられた住宅しかなくても、そこに住みたいのだというこだわりがあって、その内覧に行って、ちょっとここ、古いからと、直してほしいと言われたときには対応してもらうことで、その人が、やっぱり今住んでいるところももう古いし、勤め先も歌志内にはないので、ではいつのこと勤め先のほうに転居しましょうかというふうにならないように、そのような、そういう要望はもちろん聞いてはくれているとは思いますが、もっといろいろなことを言って、ここもちょっと、トイレも取りかえてほしいみたいなことがあったら、お金はかかると思うのですけれども、歌志内に住んでもらうために、いろいろな工夫というか、要望に少しでも応えられるような、そういうふうにももっているとは思いますが、もっともっていただければなというふうにも思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） がいに限度なくそれをやるということは残念ながらできません。

それと、退去するときも、もうその建物を解体するときの場合は、ある程度、壁紙程度のリフォームで、派手なシールとか、そういうものが貼ってあっても、それはあえてはがすということではなく、ある程度の動産物を撤去していただければ、うちのほうでの退去申請で対応しているところもございます。

ただ、限度がやっぱりある程度ありますので、それは担当が現場に赴いて、ほかのケースと状況を勘案した中で判断させていただいているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

ここは可能で、ここは不可能、できないよということがあるということも、やっぱり理解はします。でも、ちょっとでもここに住みたいという人の気持ちに寄り添えるような、そういったふうなあたたかい気持ちで担当の方も接してくれると、ちょっと見た人が、やっぱりだめだわというふうにもうそこであきらめることのないような、そんな対応というのですか、そんなものもしてほしいと思います。

③の随時募集住宅一覧、これ、ホームページでこうやってば一つと全部一覧表になって、今あいている、これはMHとか、比較的新しいものが中心で掲載されていたのですけれども、こういったものをぱっと見ることによって、広報に毎月、今すぐ募集しているところは出ますけれども、でも3件か4件、まとめて出るということはほとんどないので、一目でこういうものを見ると、こんなに、ここもあいているんだとかというのがわかるのかなど。ただ、こういうふう文章だけが載ると、もしかしたら文珠のMHの間取りはこうですよとか、ちょっとし

た内部の写真も一緒に掲載することで、住宅誌のような、あんな感覚で見たりすることもできるのかなど。広報には載せていないということで、今後考えていくということだったのですが、広報の中に掲載するとなると、スペースの関係とかもあると思うので、毎月でなくてもいいので、隔月でも、こんなチラシみたいなものをつくって、市民に、目を見て、MHの住宅、こういう間取りで、バリアフリーになっているのだというのを伝えるような、そうしたことも住みかえを考える人たちにとってもやさしい取り組みなのかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 大体これだけ小さいまちになってきますと、ある程度の状況、内容も、間取りの関係も大体、逆に私どもよりも詳しい方々がいらっしゃいます。内覧については随時受けつけておりますので、広報等のやっぱり紙媒体になりますと、どうしても写真等々、限度がありますので、随時募集のことについては広報等々で掲載はしていきたいと思えますけれども、中の状況の写真とか、そこまでは限度があるかとは思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

ただ、でも今すぐに住みかえとか引っ越しを考えていないので、わざわざただそのためだけに住宅の中を見たいわといかないのかなというふうにも思います。高齢の方になると、引っ越しする予定もないけれども、家見せてというふうに連絡するのも、ちょっと役所の人に申しわけないかなという思いもあると思うので、何となく家の中の、こういう住宅番号だけ書いて、3LDKとか書いてあっても、やっぱり部屋がどこにあって、台所がどこにあってというのがわかると、自分の生活する環境なので、想像つきやすいかなというふうに思うので、かなり手間がかかって、このチラシをつくるということも大変だとは思いますが、こういったものがあることで、古いところ、今、2階にいて、やっぱり階段の上り下りが大変だから、シルバーハウジングがいいわとかと考えている人もいると思うのですよ。でも、何かのきっかけでその中身を見ることで、では行こうかしらとか、ちょっと子供と相談してとかと、そういった動きにもつながってくるのかなと思うので、ちょっといろいろ御検討されて、この一覧を伝えるときに、工夫していただければなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 御指摘のとおり、ホームページ上では、団地の名前のところをクリックすると内覧できるような、写真も全部後ろにつながるような形になっております。したがって、窓口さえ来ていただければ、お写真とかも御提示させていただきますし、内覧も当然御協力はさせていただきますけれども、もし可能であればですけれども、今後、まずは優先されるのは、広報に随時募集の枠が、実は御質問のところで調べたところ、平成27年の2月から、前回募集とか、今現在のストック住宅とか、そういうふうなことで掲載はしていたのです。ところが、いつの間にか、ちょっと私どもの担当者の判断なのかちょっとわかりませんが、いつの間にかそれがなくなっているということが判明しましたので、これをまず優先的にさせていただきますして、その後、やはりニーズ的にそういう御要望が多いようであれば、今おっしゃったような内容も検討してまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひそういったことをやっていっていただきたいと。自分も今2階にいますので、だんだん年をとってきたら、2階まで買い物したものを上げるのも大変なので、もしかしたら、60も近いので、シルバーハウジングに入れる資格もできますから、そういっ

たことも検討できるように、今からその内部とか間取りとか、直接シルバーハウジングの中は見に行くことができないですもんね。だからそういった機会をちょっとでも情報提供という形でつくっていただければなと思います。

続きまして、駐車場のスペースだったのですが、1戸につき1台のスペースは確保しておりますという答弁でした。これ、例えばMH7番とか8番とかいろいろありますよね。必ず1件に1台、車がとめられるだけの場所はとっているということですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） では、仮にそこのお宅に車が1台ではないと、もし2台持っているという方も中にはいらっしゃるのかなど。そういった方は、もしあいていれば2台借りたりとかいうことが今されているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 地区にもよりますけれども、1台を限定として貸しているところは、あいているところの所有者に了解をとってとめさせていただいているという、複数台持っている方はそのような形で対応しているところもございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） それでは、もともとそのお宅には車がないのだと。そういう方は、駐車スペースというものの自体の賃貸契約というのはされていないという考えでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 先ほども、地区別にもよりますけれども、料金のかかるところにおいては、今おっしゃったとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

MHなのですが、少し前に聞いた話なのですが、車を持っていないお宅でも、お客さん、来客や親族が来るので、そのためにちょっと駐車場を一つ借りているのだという話を聞いたこともあったのですが、現在もそういうことはありますか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 市内全域を調べたわけではございませんけれども、私の聞く限りはあるということで判断しております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） やはりそこで暮らしている人が日常的に車を使っているという状況があります。今、1世帯に1台。ただ、あと5年、10年すると、1人1台、もう既に1人1台という時代も来ていますが、そういった時代が来るので、少しでも、やっぱり車は自分の住んでいるところの近くにとめたいですね。余り遠くに離れていたら、やっぱりちょっと大変かなど。だから、もし仮に今、自分の息子が、夏、冬、来るから駐車場を借りたいという人が借りているとするならば、車を持っていても遠くにとめなければならない人がいたら、そういった方々に優先して使っていただけるような、そういったことに改善していただきたいと思うのですが、それはやっぱり話を進めていくことはどうなのでしょう。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 元来、改良住宅、公営住宅含めて、市営住宅は低所得者向けの住宅として建てておりますので、賃貸契約もそうさせていただいております。今おっしゃっている

のは、恐らくお正月とかお盆とか、来客用ということでございますので、その来客用はまた別途ございますし、場合によっては、ちょっと冬は難しいですけども、駐車場内のあきスペースのところにとめているケースもよく多々見ますから、それが長期になってくるとうちのほうでも指導が入りますけれども、お盆とかそういう時期においては、そういうことで対応していただいているところもございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

ぜひ先ほど言った随時募集一覧、こういった中にも、ここは駐車場ありだとか、そういったこともわざわざ書かなくてもわかるかなと思われると思うのですが、一応駐車場完備、普通の住宅情報誌みたいな形にはなれないとは思いますが、そういったこともちょっと加えてあげると、ここは車をとめられるのだというふうに認識できるのかなと思いますので、そのようにしていただきたいと思います。

次、プレミアム付き商品券、こちらのほうに移らせていただきます。

こちら、第1回定例会のときに、一応この事業について御質問させてもらったときに、大体6月下旬の予定で当初進められていますという答弁をいただきました。なかなか6月、5月の広報にもそういう折り込みがなかったし、一体いつやるのと、結構何人か、複数の方から聞かれていたのですよ。6月といたってもう終わるでしょうと言われて、そうだ、多分6月はないですねという話にはなったのですが、今、8月中旬以降という答弁をいただきまして、これだけ時間をかけるということは、より多くの方が購入できる仕組みづくりということもあったので、売り方のほうも、今、創意工夫というか、何か工夫されているのかなと思うのですが、その辺はどのような協議をされていますか。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 第1回定例会の答弁というのも拝見しております。私どもとしましても、当初、6月下旬ということも思いながら、会議所のほうにも打診はしていただきましたが、何か諸事情で8月中旬以降ということの回答でありました。ただ、内容について、先ほど御答弁申し上げましたとおり、これから事業実施計画等が示されてくるのかなと思いますので、実行委員会等でその辺のお話については見ながら、先ほどの答弁と同じように、より使いやすいとか、求めやすいということでは御意見を述べさせていただこうかなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

いずれにしても、プレミアム付き商品券は発行されるのだよということは聞かれた方には言っておりますので、皆さんその予定をして、幾らかでもちょっと節約して、その分のお金をとっておいてというふうに考えているのかなという方もいらっしゃるから、大体9月、8月くらいにはあるのかなというふうに理解いたしました。

これからまだ実行委員会のほうでいろいろな話し合いがされるのかなと思うのですが、売り方、今からやっぱり往復ハガキで申し込み制度にするとか、広報誌に引換券をつけて、引換券があった人は優先的というとか、その日行かなくても、後日でも買えるようにするとか、そういった協議は、もうことは間に合わないのでしょうかね。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 今年度において、まだ実行委員会、開かれておりませんので、内容について詳細はまだ把握しておりませんが、ただ、これまでの経過からすると、非常にこの

場においてもいろいろな御意見をいただきました。また、やるたびにいろいろ反省点というものも御意見いただきながら反映させて現在に至っているのかなと思いますので、それらについては、販売セット数というのをございますし、また、ハガキ云々となりますと、また経費の面というのいろいろ出てくると思いますので、その辺については、実施計画を見させていただいて、どのような内容かという中で、御意見を申し上げていきたいなというふうには思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

秋には国のほうの福祉のプレミアム付き商品券、こちらが発行されるということなので、こちらに該当される方は、歌志内市が、商工会議所が発行するプレミアム付き商品券よりは福祉のほうがいいので、そちらのほうを求めるのかなというふうに思うので、今までちょっと商工会議所のプレミアム付き商品券、行ったけれども、もう売り切れて買えなかったわとかという人も、ちょっとは今回、1人でも多く購入できるようにはなるのかなというふうに思います。やはり、前も言わせていただいたのですが、当日、どうしても行けない人は必ず出てきますので、そういった方には、ことしの協議の中で、次年度以降、こういうふうにしたらということで、ちょっとやっていたいただければなと思うのですけれども、全部とは言わない、600セットほど、後日販売できるような、そうすると1人3セット買っても200名、200名の方がその日でなくても次の日でも商工会議所に行って買えるのかなと思うので、そういった協議もこれからどんどん会議所と実行委員会の中で話をさせていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 今お聞きしたその内容について、できれば後ほどまたそういうような御意見、個別にでもお話お聞かせいただければなと思いますが、ただ、商工会議所において、やはり第一の目的というのは、やはり地域の商店の振興という部分がございますし、売れ残っても、またそれもやはり後々影響があるのかなと思いますので、その辺について、御意見として伺った分はお伝えしていきたいなというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。売れ残らないと思いますので、前向きにいろいろ協議をしていただきたいと思います。

続きまして、最後に高齢ドライバーを守る、こちらの取り組みについて、何点かお伺いいたします。

ここ最近の報道では、なぜこのように同じような事故が続くのだろうと思わせるほど高齢ドライバーがクローズアップされていますが、これは高齢者に限ったことではないのではないかなというふうに思います。このような報道に対して、自分は違うのになど、少し困惑されている高齢ドライバーの方もいらっしゃるのかなと。しかし、家族の思いとしては、やはり何か問題が起きてしまったからでは遅いので、もう免許を返して自主返納をすすめる動き、こういったものもあるというふうに聞いています。

これだけ社会問題として毎日のように報道されていますので、歌志内の市役所の中でも、いろいろ対策ですとか支援とか、こういったものは検討されているのかなと思うのですが、やはり歌志内はほかのまちと比較しましても高齢化率は高いです。まして公共交通も路線バスが主であるので、自家用車は生活していく上で必需品と言っても過言ではないのかなと。タクシーを利用しても、タクシー会社の都合で、夜の時間帯は赤平から来ますとか、タクシーが家まで



来るのに時間がかかるのです。やはり自分の時間の都合で行動したいというふうに思っている方が多いのかなど。ですから、やっぱり免許、一度車を運転して、今現在も車を運転して、もう来月、75歳になるという方でも、やっぱり車に乗って病院に行ったりとかしなければいけないような事情があるのかなど。

そこで、やはりこういう補助装置、こういったものを取りつけることで、少しでも安心して、それにばかり頼るわけではない、頼ってはいけないとは思いますが、ちょっとでも保険のような感じで安心して乗れるようなものがあれば、本人はもちろん、家族ももうちょっと、まだ目が大丈夫なうちはもうちょっと、昼間だけ運転しようかというふうな協議もできてるのかなど。だから、この補助制度については、東京都もこれから始めると。これからいろいろ出てくるとは思いますということではなく、歌志内市としていち早く、やっぱりこういう支援に取り組まなければならないのかなどというふうに思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 議員おっしゃられますように、昨今の高齢者の事故、子供たちを巻き込んだ事故というのが多発してございまして、これらに対して国のほうでも、この前、18日ですか、閣議決定の中で、緊急対策を講じなければならないということが報じられている部分でございます。当然ながら、こういう危険を回避するための装置だとかの購入への支援という部分と、また、議員おっしゃられましたような免許証の自主返納というような形で、運転をしないというような環境づくり、こういったものを両輪、合わせた形の中で取り組んでいくことが、歌志内の高齢者ドライバーに対する交通安全対策なのかなど、そんなふうに考えておりまして、これにつきましては、赤歌警察署、また、市内の関係する団体とも協議、検討しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

こういった補助装置の補助というか取り付け、これからどんどん歌志内でも、カー用品センターとかへ行けばそういうのを市販で売っていますから、個人的につける方もふえてくるのかなど。そういったときに歌志内市では東京都みたく9割というのはちょっと大変かなと思うのですけれども、幾らか補助があって、歌志内には幸い車を修理する自動車の工場もありますので、そこで取りつけた方は幾らか支援できますよというような、そういった制度をつくっていくと、安心ではないのですけれども、ちょっとはほかの人よりは、俺はこれがついているのだというふうに思いながら日々運転できて、アクセルとブレーキの踏み間違えとかというのも少なくなるのかなどと思うので、ぜひ、周りの状況を見るのも大切だと思いますが、歌志内で今しなければいけないということがあると思うのですよ。それも考えていただきたいなど。

あと、年齢も大体どこも75歳以上となっていますけれども、これ、75歳ではなくて、70歳とか、65歳とか、もっと年齢を低くしてもらおうと、もっともっと市民から、やっぱり新しい車を買うのって、なかなか大きな買い物なので、年齢70歳を超えると、なかなか新車を買おうかなという人も少なくなるのかなど。60、65歳で、あと10年乗るから、最後の新車を買いますよという人の話は聞きますけれども、だからなかなかこの安全運転支援装置、こういったものを搭載した車を買おうということに踏み切る人も少ないのかなどというふうに思うので、年齢のほうも75歳ではなく、もうちょっと、70歳とか、そういったものも考える、視野の中に入れてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） こういった制度の創設に向けましては、今後、検討という形でご

ざいまして、今、75歳以上というなお話がありましたけれども、これは香川県のほうでは65歳以上80歳未満ということで、ある程度年齢を引き下げた形で制度を設けられているところもございます。ですから、そういった年齢の部分、あとは安全装置、急発進防止なのか、もしくは自動ブレーキなのか、例えば線をまたいだ形での危険をお知らせする装置、こういった部分が、それはその県や市の中で、要件がさまざまな状況になりますので、そういったものも今後いろいろ研究していく中で、こういったものが有効なのかということも検討していかなければならないのかなと。

それと、先ほど言いました国のほうの緊急対策の中で、急発進防止装置に係る認定制度の創設ということで、国において、いろいろな幾つかのそういうメーカーさんからそういう装置は出ていますけれども、これらを正式に認定するというものを、多分今年度内だったと思いますけれども、そういったことを国のほうで進められているということでございますので、やはりその辺の動向も見ながら考えていかなければならないのかなと、そんなふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

例えば焼山、急に、何台か前に、私の前に例えば車が走っていたとして、シカが出てくると、急に前の車が急ブレーキをかけるから、私もあっと思って急ブレーキをかける、そういうときに、その追突防止みたいなのがあったら、ばーんといかないでもとまれるのかなと。それは高齢者の方だけではなくて、私たちも日ごろから注意しなければいけない問題なのですけれども、今ここにいらっしゃる方、私も含めて、5年先、10年先には高齢ドライバーと言われるような年齢に達してくるので、そういった意味でも、今からそういう下準備を整えて、自分たちも安心で、いつまでも歌志内で暮らせていけるような、そういった取り組みに広げていただきたいなど。国がやることはまた国がやることとして、歌志内で独自にできること、こういったこともあるのかなというふうに思います。

例えば交通事故防止対策ということで、交通安全教室、こんなようなものを作って、運転している方に、右よしとか左よしとか、今、踏切では一時停止とかしますけれども、今、踏切もなくなったので、余り歌志内で踏切で一時停止もなくなっているのですけれども、こういった市民を対象にした交通安全教室みたいなのは、今やられているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 実施した時期がちょっと定かでないのですけれども、ことしに入りまして、旧自動車学校の社協のスペースを使った形で、お年寄りを対象にした交通安全教室は行われてございます。

それと、実は赤歌警察署のほうから、先日、連絡ございまして、北海道警察のほうでほくとくんという交通シミュレーション、危険な状態、いろいろなものをシミュレーションとして勉強できる、そういった自動車があるようございまして、それらを7月11日からの夏の交通安全期間中に歌志内で活用可能かもしれないということでちょっと御連絡いただいておりますので、それらもぜひ利用できるような方向で、赤歌署さんのほうと話をし、市内の高齢ドライバーだけではないのですけれども、交通安全対策教室、そういった事業に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） やはりより安全な媒体、乗り物を用意するのはもちろんなのですが、運転する本人も、やっぱり安全の意識に注意して、うっかりということがないような、そ

ういった啓蒙教育というのもしていかなければならないというふうに思いますので、社会福祉協議会の自動車学校のコースで冬道の講習とかやっているのはちょっと見ましたけれども、ああいうのもみんなが行けるような、そんなようなことがあればいいのかなというふうに思いますので、歌志内市を挙げて交通安全に取り組んでいきたいなというふうに思います。

やはり新しい車を買ったときの補助、これも私も幾つかのまちのホームページを見ました。補助する内容がやっぱりばらばらなのですよね。金額も7万円であったりとか30万円であったりだとか、すごい金額の幅も多いのですけれども、やはり車ってそうそう買いかえるものではないと思うので、今売っているというか、ほとんど出ている新しい車は、そういったものがもう既に搭載されているのが標準のような形になってくるとは思うのですが、そういったものを買った人には、買ったほうとしては、7万円でも10万円でも、幾らかまちのほうからキャッシュバックがあるというふうに思うと、ちょっとはこの車にしてよかったかなというふうに思うと思うのですよ。そういうのを充実させていただいて、みんなが安心して安全に住めるようなまちにしていきたいというふうに思います。

また、歌志内、小さいまちだからこそできる、小さいまちにしかできないというふうなことが必ずあるのかなというふうに思います。ぜひ高齢ドライバーの皆様の意見をたくさん聞いて、どのような支援を受けることが最適なのかというのを協議させていただいて、このまちでいつまでも元気で暮らし続けることができるようなまちづくりというのをつくっていただきたいと思いますので、そのことについて最後に御答弁いただけますか。協議してください。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 議員おっしゃられるとおりでと思います。歌志内には歌志内なりの制度というものが必要だろうかと思いますので、先ほどお話ししました夏の交通安全期間に実施いたしますお年寄りを対象とした交通安全教室の中でもいろいろと御意見をいただく、また、そのほかの機会も利用しまして、声を聞きながら交通安全対策に努めてまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひみんなが生き生きして笑顔あふれるまちづくり、これがキャッチフレーズになっていますので、そのようなまちづくりにしていただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

## 延 会 の 議 決

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事が終わりますが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

## 延 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2 時 0 3 分 延会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      山    川    裕    正

署名議員      谷            秀    紀